

令和3年(2021年)12月紀北町議会定例会会議録

第3号

招集年月日 令和3年12月7日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和3年12月15日(水)

出席議員

2番	田島明良	3番	柴田洋巳
4番	岡村哲雄	5番	大西瑞香
6番	原 隆伸	7番	奥村 仁
8番	樋口泰生	9番	太田哲生
10番	瀧本 攻	11番	近澤チヅル
12番	入江康仁	13番	家崎仁行
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	脇 俊 明	総 務 課 長	上 野 和 彦
財 政 課 長	水 谷 法 夫	危 機 管 理 課 長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	玉 本 真 也	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福 祉 保 健 課 長	宮 地 浩
環 境 管 理 課 長	宮 本 忠 宜	農 林 水 産 課 長	岩 見 建 志
商 工 観 光 課 長	玉 津 裕 一	建 設 課 長	上ノ坊 健 二
水 道 課 長	中 村 吉 伸	海 山 総 合 支 所 長	森 岡 純 司
教 育 長	中 井 克 佳	学 校 教 育 課 長	世 古 基 樹
生 涯 学 習 課 長	井 土 誠		

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	上 野 隆 志	書 記	直 江 和 哉
書 記	久 保 有 謙	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

11番 近澤チヅル

13番 家崎仁行

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、議員、執行部ともマスク着用の許可、演台、質問席及び傍聴席等の飛沫対策、休憩時の換気などを実施してまいります。

また、携帯電話の議場内の持込みは禁止となっておりますので、十分気をつけていただきますようお願い申し上げます。

なお、傍聴者におきましてもご協力をお願いいたします。

入江康仁議長

それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

11番 近澤チヅル議員

13番 家崎仁行議員

のご兩名を指名いたします。

日程第2

入江康仁議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本日の質問者は4人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書により、議員の質問は全て質問席から行うことを許可します。最初に、通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望のお願い、お礼の言葉を述べないよう十分注意していただきますようお願いいたします。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁していただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力をお願い申し上げます。

それでは、3番 柴田洋巳議員の発言を許します。

3番 柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

3番 柴田洋巳です。皆さん、おはようございます。

私は免許証を持っていませんので、いつもバスで登庁するんですけども、今日は尾上町長の自慢の「えがお」で来ました。昨日も、いつも乗せてくれる岡村さんが早退されたので、昨日も「えがお」で帰ったんです。昨日は1,000円でした、上里まで。今朝はなぜか上里から紀北町庁舎まで1,300円でした。それで、何で300円違うのか、やっぱり乗っている

時間が3分オーバーしたということなので、その辺はまた、おいおい検討しなくちゃならないんじゃないかなと思っています。

前置きはこのぐらいにして、議長の許可を頂きましたので質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

一般質問。一般質問の1つ目は、8年ぶりに行われた町長選挙を振り返る、2つ目は、尾上町政4期目の不安、正確な情報に基づき正しい判断ができるか否かというテーマです。

いつものとおり質問を分かりやすくするため、少し説明を加えます。

8年ぶりに行う町長選挙は、無投票は絶対避けなければならないと、1年前から私は思っていました。もし無投票になりそうな場合は、80歳の私が出馬を考えておりましたが、私と気心が合い、決断力があり、独特の感覚を持つ宮地忍さんが紀北町の現状を憂い、また紀北町の将来のために立候補を決意してくださいました。そして、宮地さんは立候補に当たり、勝てる選挙と自信を持っていたようですが、敗戦が決定した夜、報道陣に「地道さが足りず、やることをやっていなかった」と語りました。このおごった考えは、紀北町にとって大きな損失でした。

それから、選挙の争点についても述べておきます。

紀伊長島町と海山町が合併して16年になりますが、まだまだ一体感に欠けております。加えて、人口は1万4,604人に減少、高齢化率は40%に上昇、地場産業の漁業、林業が低迷し、企業誘致も見込めず、過疎化に歯止めがかかりません。また、世界遺産熊野古道が通り、伊勢志摩と吉野・熊野2つの国立公園に囲まれ、日本有数の自然環境と景観の紀北町に、産廃同等の改良土が8か所も運び込まれ、これを阻止する条例ができません。誠に恥ずかしいことです。

また、清流三戸川に建設された30万羽の養鶏場もおかしい。何日か前からいろいろな話が入ってきております。上里水道水源上流の上里産廃中間処理施設も稼働を始めた。何もかもおかしい。こんな状況にコロナが追い打ちをかけ、これから紀北町は一体どうなるのか。どうすればよいのか。これが選挙の争点となり、町が二分する騒ぎの選挙を期待しましたが、全く静かで投票率も過去最低の69.5%でした。

それでは、質問に入ります。

選挙の争点は、ただいま述べたとおりですが、町を二分するような選挙になぜならなかったのか。尾上町長、答えてくださればありがたいのですけれども。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問2日目ということで、柴田議員のご質問にお答えをいたします。

町を二分する選挙というのはどういう意味合いか、ちょっと分かりませんが、私なりに今回の選挙ですね、どういう今までと変化があったかというのは、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、基本的にはコロナ禍でございました。人と会えないというような選挙でございました。それに知事選挙、それから衆議院選挙がございました。この公示、告示の間は政治活動もできないというような状況でございました。そういう関係もありまして、町を挙げて選挙になるというイメージが少なかったように私も考えております。

入江康仁議長

柴田議員。

3番 柴田洋巳議員

私は町を二分するということについての盛り上がりというか、それはやっぱり討論会とか、あるいは町民に活力がなくなったのじゃないかとか、そういうこともあったのじゃないかと私は思っています。

続いて、2つ目の質問に入ります。

尾上町長は4選を果たした翌日、報道陣から「相手候補の823票をどのように受け止めているか」との質問に、「多選に批判の声もあるが、ノーサイドの精神で新たなまちづくりに取り組みたい」と答えております。私は、町長の「すべては住民目線で、すべては住民とともに」というトレードマークに町民が疑問を持ったことも原因の一つではないかと思っておりますけれども、それはともかく、823票の差について改めてお答えください。

また、同時に、ノーサイドの精神についても、具体的に分かりやすく説明してください。このことについては昨日、田島議員も質問されておりましたけれども、ちょっと意味が、町長の答えがちょっと私には理解できない面もあったので、もう一度そのノーサイドについてお答えいただきたいと思います。

以上です。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この823の票について、私確かに多選に伴う批判もあったのじゃないかというのをお話ししました。これは選挙に入るまで、それから入ってから、そういう意見があったので、私はそういう意見もあったですよねというようなお話させていただきました。しかし、これについて多選とは私は思って……、4期目なんですけれども、政治の世界、こういった中では3期、4期が初めて力を対外的に出せる時期ではないかと思っておりますので、そういう思いもあって出たような次第でもございます。

それから、「すべては住民目線で」の話なんですけれども、私は今回でも選挙の演説なんかでも言わせていただきました。現場主義を貫くという話をさせていただきました。そういうことから考えますと、この2年間、現場になかなか出られない。会議を開けない。住民の声を聞けない。そういう部分があったので、住民の方たちとの接点が大変少なくなりました。ほぼゼロに近いぐらい会えない日々が続きました。

そういうことからすると、この2年間、私と住民の皆さんとの関連性が薄くなっていたのではないかという思いもありますので、今後コロナが収まってきたら会議等、そういったものにも積極的に出させていただきます。イベント、そういったものも出させていただきます。そういう考えの中でやっておりますので、「すべては住民目線で、すべては住民とともに」は、これはいつまでも私が町長である限り、その方向でいきたいと、そのように考えております。

(「もう一つ」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ノーサイドについては、ラグビーのことでというお話は前者議員にさせていただいたので、そこは置いておきますけれども、基本的に分かりやすく言えば、選挙のしこりを残さず、今後の町政運営に関わっていくということでございます。

入江康仁議長

柴田議員。

3番 柴田洋巳議員

時間がないので、ちょっとまたいろいろ言いたいのですけれども、またこれは改めてやらさせていただきます。

4つ目、選挙の公約の1つ「町民の命と健康と暮らしを守る」、この具体的な説明をお願いします。というのは、この後の質問に大きく影響しますので、分かりやすくご説明お願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはもう前者議員には答えさせていただきました。町民の命と健康、そして暮らしを守る。これは今までも12年間やってきた施策が全て、住民の皆さんの命、健康、それから暮らしを守るということにつながります。

ただ、今回対応してお話しさせていただいたのは、昨日もお話しさせていただいたのですが、私ワクチン会場で柴田議員はおっしゃいましたけれども、これの理由で毎日立っておるんであろうというようなことを以前言われたのですけれども、私は違います。こうやって町民の皆さんと接しながら、ワクチン接種会場にいることによって、本当にいろいろな方、いろいろな状況の町民の方がいらっしゃいます。そういう方々を見ていて、本当にこういう人たちを我々は支え、守る義務があるのだということを、ずっと本当に長期間、12歳以上の方を見てきました。そういうことを実感したので、より「住民の皆さんの命と健康、暮らしを守る」という表現を選挙のときに使わせていただいたような次第でございますので、全ての施策はつながりますが、より一生懸命頑張っていくということでございます。

入江康仁議長

柴田議員。

3番 柴田洋巳議員

なぜコロナの接種の会場にいるかと。それについては私かなり批判的なことを言いました。というのは、私、東京生活の中心は国会議員会館でした。そこで、やっぱり政治家がどういうことをやって次の選挙に当選するかと、そういうことをしょっちゅう聞かされてきました。そこにはまた、いろいろな市町村長も来ておりました。そういう目線が、私の目線は違っていたかも分かりませんが、そういう目線で尾上町長のコロナの注射の会場にいた。それが私にはそういうふうに思ってしまうがなかったんです。

では、1番目の質問をこれで終わります。

大きい質問の2つ目、その最初の質問なのですけれども、欠陥だらけの紀北町生活環境の保全に関する条例と新規埋立て疑惑。これは単刀直入にお聞きしますけれども、海山イン

ターチェンジから150mぐらい相賀寄りの沼地に改良土が埋め立てられました。このことについて正確な情報というか、話としては、尾上町長は11月6日以前に知っていたそうですが、これも、これはもう私にとっては重大な問題なのです。正確な情報を詳しくお話ししてください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

相神といいます、我々相賀の人間は。そこで、10月27日に土砂の運搬を確認したところでございます。

それから、11月4日に、どこから来ているのかなということで、尾鷲港の背後地から来ている土砂であるということが職員によって確認をされました。

それから、11月5日にも、これは地域活性化局の当該土地の確認に来ていただきました。それから、11月9日、登記面積が1,004㎡でございますので、1,000㎡を超えた埋立行為は条例の規定では届出が必要であると相手方に伝えまして、埋立ての面積を確認いたしました。そして、そのときは条例の適用外の面積でございまして、11月13日、14日に埋立てがまた進みまして、11月19日になります。事業主立会いの下、再度用地の面積を測らせてくださいということで面積を測らせていただいて、これも条例適用外という面積でございました。

それから、11月26日、その適用外ではありましたが、土砂が少し出ているようなので、撤去を依頼した。そのようなことございまして、12月6日には農業委員会も立ち会って、その確認もしたというような次第でございます。

入江康仁議長

柴田議員。

3番 柴田洋巳議員

私は、今回の事件は起きるべくして起きたと。それは、紀北町生活環境の保全に関する条例は18項目も欠陥があり、土地所有者、土地運搬業者がその気になれば今回のような事件は幾らでも発生する抜け道のある条例だと。これはもう私、前から言っております。

特に問題となる項目は、1つ、建設残土の埋立ては許可制でなく、届出制である。2つ、県外からの建設残土の運び込みを禁止しない。3つ、埋立て事業区分であるが、埋立てと事業面積は抜け道そのもの。4つ、産業廃棄物が原料の改良土は産業廃棄物同等であるが、これを埋立てを禁止しない。5つ、暴力団との関係者を規制しない。6つ、放射能に汚染され

た物質も手続すれば簡単に持ち込める。こんな条例なのです。私はこの欠陥だらけの条例、ざる条例の改定を尾上町長に何度も提案しましたが、この条例で大丈夫、問題ないとの答弁を繰り返されました。

加えて、令和元年10月22日、臨時議会で罰則規定が可決された後、尾上町長は今回の罰則規定で完全な条例になると記者発表しました。今回の事件は、尾上町長の認識がまるっきり社会に通じないことを証明しました。尾上町長、これは大変な問題なのです。過失に近いんじゃないかと私は思っています。これをどのように、例えば土をどこかへ持ち帰らせるとか、そういうことも含めてお考えをお聞かせください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々、条例は、議員は以前と同じような主張されております。しかし、我々としては議会の皆さんずっと長い間議論して、それで条例として定めさせていただいたようなところでございます。

それと、条例として完璧なというのは、私、罰則規定がなかったので、罰則規定を加えることによって、条例としての仕上がりができましたという意味合いでやっておりますので、その部分はご理解いただきたいなと思っております。

それと、我々は条例があって、条例の範囲内という話なので、条例とか法律以外のことをやれば、必然的にその条例なり、法律に関わってまいります。放射性物質なんかとか今おっしゃったのですが、そういうものは各法律によってそれぞれ制限されておりますので、日本国では法律、条例等に基づくものについては、そこを違反しない限りにおいては一定の理由が認められている。これは憲法で保障されているところでございます。

入江康仁議長

柴田議員。

3番 柴田洋巳議員

今の答弁は、私には通用しないし、今から申し上げることで全てがはっきりすると思いません。

申し上げます。私が町会議員になる前の議会では、早く建設残土の埋立てを禁止する条例を制定すべきだと、そういうことを迫る議員がたくさんおりました。その議員の質問に、町長と玉本管理課長、当時の課長は、法律との整合性が心配だと。2つ目は、純然たる残土は

法的に規制がない。3つ目は、建設残土の移動を規制する条例はない等々、私から言わせると、もういいかげんと思われる答弁を繰り返した挙句、最後は時間稼ぎの「自然と共生の町」宣言をしました。要するに、建設残土埋立規制条例を制定させたくなくない、あるいは極力遅らせたい人たちのアドバイスのとおり答弁をしたと私は思っています。

本来、条例案の策定は条例案策定審議会を設け、審議内容をその都度公表しながら1年ぐらいいいかげ、条例を制定、これを議会で審議していただいた上、議決していただくわけです。尾上町長や玉本前環境管理課長は、この手順を知っていたと私は思っています。したがって、現在の条例は、いいかげんな情報に基づいた欠陥だらけの抜け道のある条例です。もう一度この現在の条例について、私が指摘していることについて、そうではないよと、そういう思いがあればお答えいただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど議員おっしゃった法律との整合性、これ大事です。残土は法的に現在、規制されていないのも事実です。そういうふうな形は何ら我々はうそをついたり、ごまかしたりしたわけではございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

また、今審議会を開いて1年ぐらいいかけてと言いますけれども、我々もじっくりと弁護士の方々と検討させていただいて、警察とか県とか、そういった皆さんとも話をさせていただいたので、期間の長い短いというのは関係ないと思いますし、我々といたしましては、それを遅らせたい人たちのためにしたわけではございません。まず、「自然と共生の町」宣言をさせていただいたのは、そういう意識をまず町として持ってもらって、そしてその上で条例をつくって、皆さんこういうことを守ってくださいねというお話の仕方を、手順を踏んでやっておりますので、そのことについては我々は間違った手順ではないと考えております。

入江康仁議長

柴田議員。

3番 柴田洋巳議員

今の尾上町長の言ってることに対して非常に問題点、問題がいっぱいあるわけです。

それで議長ね、これ私、今もうこれで何回もこの条例改定を言っているのですね。それで、議長裁定とかというのはないですか、こういう。もうこれ以上はね。あとは告発しかないのですよ。どうですか。

入江康仁議長

いやいや、ないです。質問続けてください。僕答えることはできませんから。答えられないです。

3番 柴田洋巳議員

そうですか。いや、もう議長、頼りにしているのですよ。そんなことで、本当にそういう思いを議長持っていますので。

それじゃ、質問続けます。

同じような視点で質問します。私は、欠陥だらけの生活環境保全に関する条例の改定を何度も言ってきたんですけども、中でも平成31年3月のと、それから令和2年9月の定例会で条例改定を求める提案と質問を行いました。それで、その内容が今日のこの会場にぴったりのなので、3回目、私は町長に伝えようと思っています。町長3回目です。よく聞いてください。

条例を制定する上で最も重要なことは、建設発生土、改良土、再生土についての正しい情報、知識を身に着けることです。また、条例先進地がこれらの土砂にどのように対応しているか、この調査・検討抜きには条例はつくれないと私は思っています。具体的に建設残土、産廃の不法投棄で20年、30年苦しんだ県・市・町に出向き、調査をし、研究をすべきです。私はこの年の2月3日から6日にかけて千葉県、茨城県、埼玉県の各県庁とその県下の4市を訪問し、たくさんの方々に苦労話を聞き、貴重な資料も頂きました。長年の友人で上田清司埼玉県知事は、担当課長を知事室に呼んでくれて「いや、三重県からこういう友達が来ているんで、条例の制定とか、その辺詳しく話してよ」と、そんなこともありました。

それと、それから改良土。改良土についても産廃同然だということをこのとき話しました。それで、その改良土というのはどういう土かといいますと、建設現場から出る産廃である汚泥、それから火力発電所から出る石炭灰、ガラス、陶器等々産廃が原料です。こういう改良土は、千葉県や茨城県では条例で埋立てを禁止しております。それを私は何回もその条例のコピーを持って玉本課長や尾上さんに渡しました。

ところが、「紀北町に運ばれている土地は安全な土ですよ」と、そんな話を玉本さんが何回もやっているわけですよ。それにも私はかなり抗議を申し込みました。この場で、こういう議場でもそれを言いました。今ちょっと首を振っていましたがね、本当に。このような情報を尾上町長に伝えても、なかなか一向にその気になってくれないと。これは、尾上町長はこの条例を改定するつもりは全くない。だから、相神に積まれているような現状が、

事件が起きてくるわけです。

事実はそういうことなのですけれども、とにかく私とすれば、私というよりも、一町議会議員とすれば、やっぱりもう二度とこういう土が運ばれないような条例をつくるべきだと。そういう私の、それから宮地議員も県外からの土を運ばせないと、町長になったらそういう条例をつくるよと、そういうふうに叫んでおりました。ノーサイドかどうか知りませんが、尾上町長、本当に交流人口どうのこうのと昨日言っていました。こういう場所に都会から人を呼ぶ、私はその神経が疑われます。ですから、一日も早く今の条例を改定するために専門家の委員会をつくって、ぜひ委員会を立ち上げて前向きにやってください。その覚悟あるかどうかお答えください。お願いします。

入江康仁議長

ちょっと柴田議員に一言。今、宮地議員と言いましたけれども、宮地議員はもう辞職しているのです、元議員とか前議員に訂正していただいたらと思います。よろしくお願いします。そういうふうに議事録のほうは変えさせていただいていいですか。

尾上町長。

尾上壽一町長

選挙のしこりを残さない、引っぱらないということは、そういう以前の選挙でどういう主張をしていたかということも言って、そうすると、また相手とのことで、やりとりでしこりが残るわけですから、そういうことを私は言わないで、今、柴田議員がおっしゃっていることに対してのお答えをさせていただきます。

基本的には、改良土についても法的な基準をクリアできてないのであれば、移動もできないし、産業廃棄物として取り扱う。別にどちらの肩持っているわけじゃないですよ、私は。事実を言っているだけなんで、こういうことなので、法律の範囲内で移動していると私は、土自体は認識しております。

それで、元にちょっと今、柴田議員が戻ったので、私も元に戻らせていただきますけれども、この条例をつくるに至って何が心配だったか。土捨て場という形で上から投げ込んで崩落の危険がある、これは住民の方も心配しました。私も心配しました。それと、どこから来た土なのか、どこから来て安全な土なのかという、この2点が一番縛られておりました。そういう中で我々はそこに一定の法律の範囲内で規制のかけられるような条例をつくらせていただいたので、その条例を基にやっております。

ただ、本当に法律の観点、いろいろな憲法、法律、条例、そういった観点も我々踏まえて

専門家に相談させていただきました。本当に今、柴田議員がおっしゃったようなことも、お話もさせていただきました。県外残土も移動しないようにお願いできませんかと。そういうことが、いろいろとお話はさせていただいたのですが、なかなかその法的な条例をつくるという観点からするとできないということで、それで柴田議員がもし先ほど告発ということ、議長にお願いしたみたいですが、それは個人でも告発ができます。違法だと思えば告発していただいて、その告発するということは相手に対して責任を持たなければいけません。一定の思いやことだけで告発すれば、返しが必ずございます。だから、しっかりとした根拠を持って告発すれば、警察なり検察が受けてくるものもではないかと思っております。そこは柴田議員の考えでお好きなようになさっていただければ結構かと思います。

私自身は、だからどちらがどうのこののじゃなしに安全な、町民の皆さんの安全・安心をしっかりと担保するのが我々でございますので、そういう観点からつくった条例でございます。

入江康仁議長

柴田議員。

3番 柴田洋巳議員

私、何回も言いますが、尾上町長の今の答弁は全く違います。だから、そういうようなことが繰り返し行われていますので、告発とか何かということを最後そういうことを考えなくちゃならないかなと、そういうふうな思いを込めて私は言いました。

それでは、1つ目の大きな質問はこれで終わります。

次、使い物にならない上里福社会館の改築の問題と疑惑。私は、これは自慢話になりますので、そのつもりで聞いてください。私は社員数170人の建築設計事務所に30年間勤め、退職前の5年間は本社取締役企画営業本部長として中央省庁、東京都庁、東京23区を中心に首都圏の自治体との打合せはもとより、設計業界、建設施工会社、メーカーとのやりとりをしてまいりました。三重県庁にも度々訪問しました。

前回の9月定例会はこの体験・経験を基に、上里福社会館の改築の不可解で不透明で疑惑6項目を指摘しました。そして、まとめとして、上里福社会館の設計と工事は紀北町が発注者です。施主です。このままでは貧相で使い物にならない建物になる。税金の無駄遣いです。建物は、絵や彫刻のように失敗したら倉庫にしまうことはできません。設計を白紙に戻すべきですと尾上町長に問いただしました。そうでしたね。しかし、私の専門的な提案が理解できないのか、上里自治会の要望どおり進めていると、面倒くさそうで投げやりの答弁と私は

感じました。

この短絡的で本質を求めない尾上町長の考えに愕然としましたが、私とすれば私が住んでいる上里のために解決の方法を求め、3か月間必死に活動しました。その結果が、平成31年3月26日に公表した船津川水系洪水浸水想定区域図、要するにこういう雨が、このぐらいの雨が降るとこういう浸水がありますよと、そういう地図です。

ただ、これは素人では非常に分かりにくいのでどうしようかと思って、この信憑性について、新しく三重県知事にご就任された一見勝之様に直訴のような形で私の心境を伝える手紙を出しました。それが本当に伝わったと思ったのですけれども、その結果、私の手紙を松本県尾鷲建設事務所長に回してくれました。そして、関係者が、このことを本当に柴田は真剣にやっているのだなと、それが伝わったと思います。

それから、もう一つ建物のことですから、私の親友で建築家がたくさんおります。それから、自治体の長もおります。こういう方にも今の状況といろいろな資料つけて、どうしたものかと、そういうアドバイスをしました。さらに、上里自治会の会員の皆様に臨時総会を開いて、今の建物ではどうしようもないよと総会を開いて撤回しましょうやと、そういう署名活動もしました。この署名活動を基に質問をいたします。

じゃ議長、続けて質問させていただきます。公共建築を建設する上で一番大事なことは、規模の大小に関係なく、建設の目的、理念、機能、建設と周辺の環境や特殊事情、地域の文化、歴史、地域の要望をまとめた基本構想の作成です。しかし、上里福社会館は作成しておりません。基本構想なしで設計を進める紀北町に私は驚いております。これはもう3か月前の話です。これが貧相で使いものにならない建物になる原因です。

具体的には福社会館の建物の床を1m上げる、それ以外の敷地利用計画、平面計画、デザイン、木材量は、どれもこれも私が見る目では大間違いをしております。これを一つ一つこの場で取り上げられないので、今日はなぜ建物の床を1m上げるのか、これ1点に絞ります。そもそも建設計画をする場合、様々な調査を行います。特に自然災害に対して念入りの調査を行いますが、上里福社会館の床を1m上げなければならない調査はどのような調査をしたのか、お答えいただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは上里の今福社会館でございますが、あそこは平成16年で4、50センチ浸かったとい

う住民の皆さんの不安から、やっぱり1 m上げたいのだという実体験から出ているものと考えております。

入江康仁議長

柴田議員。時間がもう少し。

3番 柴田洋巳議員

ないんですね。また、次の機会にまたやりますけれども、今日は……

入江康仁議長

いや、まとめてくれていいですよ。

3番 柴田洋巳議員

続けて。実体験、私は設計事務所において、こんな実体験がどうのこうのって、人によって感覚が違うんです。そんなことで設計は進めていません。

それともう1点、これは大事なことなんです。海山町長、塩谷龍生さんが、私も大変親しくしておりますけれども、ご尽力された船津川激甚災害対策特別緊急事業は、国から70億円を引っ張り出して船津川水系で生活する人たちを大洪水から守る大工事をしました。この工事内容を知らないで床を1 m上げる上げない、こんなことは考えられません。このときは中場副町長も塩谷さんの下でこの仕事を推進したと思うんです。この事業はどういう事業だったか、これを町長が知らないで今の答弁はないと思います。知っている限りのことを答弁してください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あの工事内容は、流域の皆さんも地域の皆さんに説明しているので知っていると思います。その知っている上で、災害というのは絶対ということがないので、例えばの話ですよ、どこかまた違う弱いところがあって、あの堤防が越水したり壊れたときに、あそこで実体験として海山の相賀の堤防の高さがあその高さに恐らくなつたものと思います。囲われておりますのでね。そういうことも絶対ゼロということはないので、恐らく上里地区の住民の皆さんはその不安がやはりありますので、上げようとしたのではないかと、そういうふうに私自身も思っておりますし、地区の皆さんも考えていると思います。

それと、いろいろな方のお話、その方のお話聞いたと言いますけれども、地域住民の皆さんの意見がやっぱり大事だと思うのですよ。やっぱり多くの皆さんがそれを求めるのであれ

ば、町はそれを求めてやるべきだと思いますし、また嫌味な言い方いたしますけれども、柴田議員は民主主義は多数決だと、これを信念としているということからしたら、上里地区の住民が町に求めているものがそういうものであれば、我々としてはそちらのほうに向かってかじを取らざるを得ないと考えております。

入江康仁議長

柴田議員、もう時間が来ましたが、まとめて少し時間を。

柴田議員。

3番 柴田洋巳議員

今の答弁は全く違います。そういうことで、知事の使いの人がこちらへ説明に来ているはずです、その工事についての。あるいはその後の工事図面で表した図面の説明に来ているはずです。ですから、その辺のことをもう一遍、僕は知事に返します。町長がこんな説明しかしなかったよと。それで終わります。どうもありがとうございました。

入江康仁議長

これで柴田議員の質問を終わります。

これで暫時休憩をいたします。10時35分までいたします。

(午前 10時 22分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 35分)

入江康仁議長

それでは、次に4番 岡村哲雄議員の発言を許します。

岡村哲雄議員。

4番 岡村哲雄議員

4番 岡村です。議長の許可をいただき、12月議会の一般質問を行います。

私が今回質問する内容は、1つは県外建設発生土、改良土を含むですけれども、埋立てについてと、もう1点は太陽光発電の件でございます。

まず初めに、1点目からいきます。クチスボダムの上流に県外発生土が埋め続けられているが、やがて紀北町にも埋め立てられることが懸念されると、9月議会で私は条例の改正の必要性を質問しました。本日は9月議会の質問に継続してその質問を続けたいと思います。

なお、本質問では「紀北町生活環境保全に関する条例」の名称が長いので単に「条例」と省略して説明させていただきたいと思います。

質問1の県外発生土の埋立てについてでございますけれども、1点目、紀北町生活環境の保全に関する条例、いわゆる条例ですね、施行後の申請手続はあったのか。あるいはまた申請中の事案があるのか。これをお聞きしたいと思います。よろしくどうぞ。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

岡村議員のご質問に答えたいと思いますが、事務的な部分がございますので、担当課長より答弁いたさせます。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

紀北町生活環境の保全に関する条例に対する届出の件数でございますが、県外建設発生土、改良土を含む届出については現在のところございません。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

それでは、お聞きします。

前者議員の発言にもございましたけれども、現在海山インターの近くに埋められているということをさっき発言されましたけれども、これにつきましては、それではこの申請に関係ないといえますか、申請外の適用外ということによろしいのでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には1,000㎡以下という話でしたが、先ほど申し上げたように届出というか、申請

の面積が1,000㎡を超えておりました。そういうことから先ほど申し上げたように1,000㎡以下であるかどうかという測量はさせていただきまして、その結果1,000㎡以下だったので、届出の必要はないという形になりました。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

それでは、今の答弁を判断しますと、いわゆる紀北町の条例の適用外というか、範囲は及ばないという面積だと判断させていただきますけれども、あそこたしか農地転用されたと思うんですけども、あそこの構造ですか、どういった埋立てというのか、詳細なこと分かりましたらお願いしたいと思います。どういった土で埋められているのか、もう一度お願いしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課より答弁いたさせます。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

当該土地につきましては、まず農地法の申請の届出がございました。埋立てについてでございますが、埋立面積を実測させていただきました。1,000㎡未満ということで条例の適用外ということになります。それで、建設発生土が埋立てられて斜面等の施工もされているという状況でございます。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

あそこ私が聞いたところによりますと、建設発生土以外の土も埋められていると聞いたのですけれども、その点はいかがでしょうか。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

埋められた土につきましては、11月の既に尾鷲市の賀田地区より、まず土が運搬されたと確認しております。その後、町長からの答弁もありましたように尾鷲港の後背地からの土も運搬されております。その後、最終的には表面にまた違う土が埋立てされておると確認しております。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

先ほどから埋められている土は、尾鷲港から埋立てている土もあると聞きましたけれども、前者議員も言いましたけれども、改良土ですね、改良土とはどういう性格のものかということの一般定義ですね、分かっておれば執行部のほうから説明願いたいと思います。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

改良土につきましては、建設現場などで発生いたします建設発生土、これには汚泥とか粘土、水などが含まれておりまして、軟弱な場合が多くて、そのまま使用すると後日沈下などを起こすおそれがあるため、埋め戻しや盛土材には適さないと聞いております。そこで、これらの発生土に異物の除去、石灰の添付による土質改良、粘土の分類を施すことで土砂の強度を向上させ、土砂の代わりとして埋立て、埋設周りの埋戻しや盛土に適した改良土として利用することができるようにしたものということでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

私が勉強させてもらったのと大体同じ定義でございます。

なお、私が調べたところによりますと、千葉県では再生土と表記される場合もあるみたいです。実質は改良土でございますが、有害物質を含んでいたり、あるいは悪臭がする場合も考えられるのじゃないかなと思いますけれども、さっきも言いましたように環境課長言われましたようにセメントや石灰といった固化剤を混入して、それなりの土に戻したのが改良土

だと判断します。それで、有害物質を含んでいたり、悪臭がする場合も考えられるのか、分かりましたらお答え願います。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

すみません、改良土、できた製品について悪臭、有害物質を含む等の確認は申し訳ありません、分かりません。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

それでは、具体的に言います。先月インターに埋められた土ですね、新聞の報道によりますと、あそこは土の検査をされるとかされないとかいう話だったんですよ。土の検査はされましたか、埋立土の。そこお聞きします。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

土地の事業主等に了解を得まして、土質を採取させていただいて、今検査をしているところでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

今、検査をしているということですので、結果はまだ出てないということと判断させてもらいたいと思います。

次に移りますけれども、新聞にも掲載された現場ですね。内頭川のそばであり、住宅地にも比較的近いのです。雨が降れば土の成分が解けて川に流れ込み、白石湖や湾内、引本湾内に蓄積する不安は残っております。それは、あくまで不安でございます。そういった住民の声もでございます。

もしそこで有害物質が含まれるとしたら、含まれるとしたらですよ、有害物質含んでないかも分かりません。含まれるとしたら、下流のカキや漁業などに悪影響する可能性があるの

ではないかと、こう思っております。もし悪影響が出たとして、これは仮の話ですので、答えられなければ結構ですけれども、悪影響が出たとしたならば、町が住民に損害賠償を訴えられた場合、その責任は果たせるのか。あるいは町にも責任はあるのか。これについてご答弁願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、今調査しております。ですから、仮定の話はなかなか答えにくいのは事実だと思います。そういう中で言えることは、やっぱり損害を与えた事業者等が責任を持って、その損害に対応するのが普通の常識ではないかと思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

現在の埋立ては要するに条例違反ではないということで判断させてもらいたい、そういった見解だと私は思います。執行部の見解はね。少なくとも紀北町の条例は1,000㎡以内ですので思っております。条例違反でないならば、例えば500㎡とか800㎡ぐらい、どういう物質でも持ってきても、行政としては手をこまねいて見ているだけしか今現在はできないのか。そういう判断でよろしいのでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あくまでも他の法律等に引っかからない、引っかからないという言葉おかしいですけども、抵触しない土で法律上移動が可能な土につきましては、1,000㎡とかそういう安全、土の安全性のことを今お話しですよ。そういう意味からすると安全であるという、確保すればどのような条例でも、あとはその構造基準とか、そういう形になってきます。だから、条例も県のほうもその発生元、それから土壌成分表、そういうものを提出していただくようになっております。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

それでは、現在は埋立面積が条例未満である、1,000㎡未満であるということですので、事前の届出は必要としないと、こういうことだと思います。ただ、住民は不安に思っております。それは間違いない。これはちょっといろいろ考えるべきじゃないかなと私は思っております。

1点聞きます。現場は農地転用したところだと聞いております。農地法の転用手续などで埋立ての土砂内容、土砂の成分の内容とか土砂のどこから持ってきた土砂とか、そういった規制することは農地法、農地転用手续でできないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

今の議員の質問にお答えさせていただきます。

農地法の申請手续の中で盛土の成分内容とか、そういった内容について届けるような義務とか、そういった取決めはございません。

以上でございます。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

今の件で1,000㎡未満ならば、現在のあそこの相賀インターチェンジの場所を農地法でも規制できない、条例でも規制ができないということならば、現在ではどうにでもできるのじゃないかな、思うままにできるのじゃないかなという感じを私は持っております。

そこでお聞きします。もし今のが合法的、脱法的行為だと思いますけれども、合法的ならば、同じ800㎡とか900㎡の場合、隣接地で隣にどんどんできた場合、止めることできないのか。私が心配しますのは、今回が合法的に全部許されるならば、許されるならばですよ、現時点ではそうでしょうけれども、今後も許されるならば、どんどんできてしまうのじゃないか。あの一帯が、全体が例えば5,000㎡でも7,000㎡でも業者も違って場所も違った場合、許されるのか。そこをちょっと確認したいのですけれども、どういう判断ですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

業者も違い、そういう場合ですと、やはりもし業者が一緒だったら一体的に考えられますが、それと1点、農業委員会の農地転用の話があったので、この事案については、ちょっとこういう事案があるという想定がなかった部分もあります、農業委員会のほうでね。それで、一応今、農業委員会のほうで同意を求めている部分もございませぬ、あの隣地の。その隣地の中で、今まではこの欠落している部分ではあったのですが、隣地の同意を求めると、どういふ土で埋めるのか、そういうものも説明した上での同意を頂きたいというように私を私も言わせていただいていますし、農業委員会のほうでも認識していると私は思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

今の町長の答弁ですね、農業委員会の農地法の転用のときに少しちょっと今後、考えてもらうようにお願いすると私、判断しました。そういう趣旨だと思います。どうなるか分かりませぬけれども。

私が一番心配していますのは、あそこの部分ですね。現在埋められている土を元に戻すってなかなか難しいと思います、はっきり言いましてね、合法的ならば。ただ心配なのは、今後ずっとさらに埋められる、これが心配なんです。あそこがオーケーだから、うちもオーケー、うちもオーケーと止められないと思います。これはちょっと問題だと思います。私はそれ一番心配なんです。

それで、今回の埋立ての状態が届出が必要ないとなれば、我も我もお金を払うのじゃなく、逆に言えば私はもらう可能性もあるなと思うのですけれども、埋立てされ、一帯が建設発生土で埋め尽くされてしまう可能性が高いと思うのですけれども、これについて町長の考えいかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

既に今までも後のソーラーパネルのあれがあるのですけれども、質問があるのですけれども、今までも土で、普通の山土とかいろいろなもので埋立てられてきております。だから、あそこを埋め立てることの是非については、また別の問題だと思います。

そういう中で、残土で埋め立てることが悪なのかという話なのですけれども、そうすると

元に戻りまして、残土は悪という話になるのかという話なのですが、今回事業者の方に同意を求めて、気持ちよく土壌採取をさせていただきました。だから、その結果がどうなのかということでございますので、そういうことも今後もしそういうことがあるなら、条例とは別にお願いをしながら、そういう安全性の確認もできないかと考えております。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

今の答弁聞きまして、現在検査中だと、検査採取しておると。それで、もし有害物資が出た場合、出なかったらもうそれでオーケーだと思えますけれども、出た場合どういうことを、どういう対処を考えられているのか、見解をお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは、必然的に三重県の土砂埋立てに対する条例に引っかかってまいりますので、そうになると、もしも有害なものが、土壌基準以上のものが出た場合、その条例に基づいて指導勧告がされるものと思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

分かりました。執行部の考えは、これは当たり前です、行政としては。やっぱり条例とか法に基づいて何でもやると、こういうことだと思います。私はそれはそれで正しいと思っています。

紀北町の生活環境保全条例ですね、この条例、昨年ですか、できましたけれども、私はこれは全くちゃらんぽらんとは思っておりません。一定の効果はあると思います。ただ、限界があると思います。前、町長も答えられております。改正の必要があるならば改正すべきだと、これは当たり前だと思うのです。そうやって私は捉えています。そこで、今回のことを受けて、さっき広がるという話もしましたけれども、条例を改正すべきだということを私は言いたいと思います。

正直言いまして、私9月議会でも質問したのですけれども、今までは土砂をクチスボダムの奥のほうへ埋めておりました。1,000㎡以内ですけれども、最近では1,000㎡です。それが

私は脱法的な行為だと思っていますけれども、合法は合法です。やっています。今現在でも続けているのじゃないかなと思っています。

それで、私、今回の件は実は盲点でした。まさかこういうところまで埋められるとは思いませんでした。なぜかといいますと、高い山の道、谷の上ですと1,000㎡でも容量を稼げるんです。今回のところは容量を稼げません。はっきり言いまして低いですね。1 m前後だと思います。そんなところで業者は持ってくるのかなとちょっと思っていました。ちょっと盲点でございました、私自身もね。

それで、町長はこれは9月議会でも言われましたけれども、現在のこの町の条例で十分機能しているのじゃないかと、こういう趣旨を言われたと思いますけれども、これが正しかったかどうかということ今の感想を述べていただきたいのですよ。どうでしょう。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

条例そのものは我々も十分検討させていただいてしたことでございますので、我々はその検討の中でお認めいただいたので、我々の考えとしては、今現時点ではこういう条例が制定できたことによって一定の抑止ができていますと、そのように思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

町長は前と同じ見解だと思います。また、今回のことを思いまして、やっぱり条例をもう少し改正すべきじゃないかと、私は思います、今回のことでね。あの時点では、9月議会ではこういうこと分かりませんでしたので、恐らく私の考えですけれども、町長もまさかこういうところとはちょっと考えていなかったのじゃないかなと、私はそう思いますけれども。

そこで、この条例の部分は分かりましたので、このままではひょっとして、私の危惧ですけれども、銚子川のそばにも500mとか800m、ひょっとしたら建設発生土、改良土、ああいふもの埋められても、今はどうしようもないと私は思います、今の条例ではね。これが非常に心配です。船津だからいいとか、銚子川じゃ悪い、そういう意味じゃないのですけれども、このままでやっぱりやられると。私は1,000㎡未満ですと業者はメリットないから恐らく私もできないかも分からないと思っていましたけれども、できるんですね。ちょっと盲点でございました。

そういった心配もあるし、私はぜひ改正をお願いしたいなと思っています。私はすぐにでも条例改正に着手するべきだと思っています。

例えば町の条例の第2条の6にあるのですけれども、定義されていますけれども、環境配慮区域という定義がございますね。紀北町条例の第2条の6に環境配慮区域という、これはゾーニング的な考え方だと思います。つまり、ずっと人の身にあまり被害が出ないだろうというところと、ちょっとこれは困るなというところ、これは環境配慮区域であります。これを前の環境課長らが苦勞してつくられた、私はこう解釈しております。それをさらに、その次に埋立面積を厳しくするとか、今回は環境配慮区域に入っているのかどうか、まずお聞きします。いかがでしょうか。分かりますか。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

議員ご質問の当該土地については正確に調査はしておりませんが、環境配慮区域内だと考えております。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

環境配慮区域だとしても1,000㎡未満は、1,000㎡未満ですので、これで違反しているとは私言いません。言いませんけれども、この環境配慮区域、第2条によりますと、こうやって書いています。私ちょっと気になったのは、環境配慮区域は生活地、道路、排水路、河川、湖沼、それからため池、耕作地、海岸になっています。ということで、耕作地というのがちょっと微妙なんですけれども、これは耕作地に入るのかどうかちょっと微妙なもので、環境配慮区域に入ると考えてよろしいかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私の記憶なのですけれども、あそこへ林道とかあっても、そこは接しているところは環境配慮地区に及ぶということで、この条例制定のときに説明させていただいたと思います。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

私も説明、そんなようなことを副町長から聞いたように思います、多分それで。ただ何mかはっきりしませんでしたので、現在のところですね、道路に近いというのが微妙なところなもので、環境配慮区域だと思います、私は。

そこで、提案なのですけれども、環境配慮区域のところ、もう少し1,000㎡じゃなくて500㎡とか300㎡とか、そういったことに改正できないかということの1つの提案でございます。これは私の考えです。

そのほかにしてほしいのは本当を言いますと、県外発生土の搬入禁止をしていただきたいと、これがまず第一ですけれども、さっきのは次善策でございます。あと許可制とか埋立面積全体を100㎡とか200㎡、あるいは容量規制とか、いろいろなことを考えていただきたいのと、これは提案でございます。

そこで、これは質問ですけれども、今回のような事案、インターチェンジの場合でも、紀北町の条例がきちんと働くように、現在働いていません。法の下をくぐっております、法の下。違反ではないですけれども、法の下くぐっている。働くように改正すべきだと考えます。私さっき提案しましたけれども、そういったような視点に立って改正すべきだと考えますけれども、そういうお考えあるのか、検討するのか、どんなことでも結構です。町長のお考えお聞きしたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このことについてこの事案があつて、直ちに弁護士にも相談させていただきました。やはりそういう中で、今の以前も申し上げた比例の原則とかお話しさせていただきましたですね。県外残土がこっちへ来ること自体を規制するのはなかなか難しいですよ、これはやっぱりそのところは同じようなことでございました。

それで、1,000㎡以下、議員おっしゃりたいのはそこなのでしょうけれども、そのところは、条例をつくる時にいろいろな建設業の方や、いろいろなご意見も聞かせていただきました。1,000㎡以下の500㎡とか常時工事でやっているところでございますので、なかなか難しい部分もあるというような話もありました。そういう中で総トータル的に考えて1,000㎡という数字を出させていただいて、条例としてさせていただきました。

ですから、我々もじっとしていたわけではなしに、議員とのお話の中でも、議場ではない

ところでも、いろいろなことを考える。だから、農地の問題も農業委員会で今度そういう埋立てのことがあったら、そういう埋める土のことも含めて同意いただいてもらうようにしたらどうですかとか、法律上で悪い土だったらもう完全に駄目なわけなので、そういうこともいろいろな角度から、いろいろな法律からしっかりと我々として見ていく部分は見ていってという形で、今やっぱり弁護士等に聞いても、今おっしゃった根本の県外からのということが難しいということでは言われております。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

今のことは、条例を改正する気は今ないのかというようにちょっと判断したのですけれども、検討するかどうかということをお聞きしたいのですけれども、ちょっと待ってください。私は改正すべきだと。さっき農地法につきましては、農地転用につきましては町長それなりに手を打っておると、私は考えます。

ただ、例えばさっき言いました銚子川の上流、農地ばかりじゃございません。すぐそば農地でないところもあります。空き地あります。例えばご存じだと思いますけれども、木津の赤い橋のちょっと上とか、あんなところもあります。ああいったところに埋められる可能性も若干ありますので、農地法だけ、農地転用だけにやっぱり焦点を置くべきじゃないと思います。そういう意味で、私は改正に着手すべきだと。

さっきも言いましたように、県外土砂だけの改正じゃないです。いろいろな改正の仕方ありますので、私は今のような状態がずっと広がらないか、そういうところを止められるような、規制できるようなそういった改正をすべきだと。県外土砂止めるだけで止まると思いますが、それだけじゃありません。

それともう一つ、私はやっぱりいろいろな業者の首絞める気はあまりありません。ただ、これに届出が1,000㎡で500㎡になったとしても禁止するわけじゃないです。届出の申請手続必要なんです。正しければそれで許可出ますもので、そこはある程度、建設業者もちょっと考えていただけないか。資源を守るために、そこはちょっと譲ってもらいたい。禁止してきたままやったら、それはやっぱり駄目だと思います。それはできません。届出の申請が必要なか。届出の申請も正しければ通るはずなのです、その手続の問題です。そこはやっぱり改正考えていただけないかと思えます。もう一度、改正のことについて考えあるかどうか、町長にお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この問題については、議員にもそのとき言いました。改正すべきところがあれば改正するという表現させていただいて、弁護士とも相談。ですから、今のような状態がもしも頻繁にあるようでしたら、はっきり言って私自身も、この条例をしておる町で、そういう条例の目を、網の目を抜けるような工事自体は、私自身は否定します。しかし、それは法的なものは全くございませんが、感情的にこういうことがあってはならないと私は思っておりますので、もしもこういうことがどんどん続いていくようであれば、しっかりとそういった議員おっしゃったように500㎡にするのかとか、そういう場合もあるのではないかと考えております。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

今の意見は、町長の見解ですね、ちょっと前進したなど私は思っています。若干改正の余地はあると。もし改正しないならば、議員でまた考えていかなければならない場面も出てくるんじゃないかと。私は議員提案より、むしろやっぱり町が先頭を切ってやっていくべきだと。当然議員に聞いていただいても構いませんけれども、本当は一緒になって考えていくのがもっといいんじゃないかと思えますけれども、できましたら前向きにどんどんやってもらいたい。どうしても動かない場合は、やっぱり議員で相談させてもらわざるを得ないと、こう思っております。何としてでも自然を守る、私は何とかこれ以上壊さないようにしたいなと思っております。

それでは、2番目に入りたいと思います。

町内の無秩序なソーラーパネルの設置状況について。

12月11日付の新聞の三重版で、三重県のソーラー発電の導入量が激増しているという記事がございました。6月末時点では、9年前の総出力は560倍、設備は128倍だそうです、9年で。一方、ソーラーパネルの大量処分が30年代半ば頃から課題になると、そういった記事がございました。私は先般、1か月ぐらい前でしたかね、紀北町内のソーラー発電設備の調査をしてきました。ずっと見ました。三戸川沿いや出垣内、船津地区などずっと調べましたら、県外業者が多いんですね、私が見たところ。例えば三戸の奥ですと徳島県あるいは愛知県、船津なんかでも愛知県あるいは関東、関西の業者が入り乱れて山間の空き地や耕作放棄地な

どに大量のソーラーパネルが設置されることが分かりました。ちなみに、地元業者の設備を見つけることはできませんでした。

そこで質問です。質問の前に、私は再生可能エネルギーのソーラー発電を否定するわけではございません。ただ、今回質問したいのは、景観を害し、あるいは自然環境に影響与えるような無秩序なソーラー発電が紀北町にたくさんあるということが分かりました。それで、何らかの規制をかける条例をつくる上での趣旨で質問します。

質問に入ります。発電総量とか設置件数、あるいはどこの業者が多いのか、分かりましたらご説明願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっとお待ちくださいますか。

町内の設置状況ということでございました。このエネルギー庁の発表によりますとということでお話しさせていただきます。

8月31日時点の情報を調べますと、町内では約400か所の公表がされているとなっております。しかしながら、未公表の部分、発電施設出力20kW未満もございますので、相当な数になると思います。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

さっき答弁漏れかと思えますけれども、業者ですね、地元業者がどれぐらいあるのか、あるいは県外が多いのか、その辺ちょっと分かれば教えてください。分からなければ結構です。地元というのは尾鷲市と紀北町。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課より答弁いたさせます。

入江康仁議長

玉本企画課長。

玉本真也企画課長

エネルギー庁公表の20kW以上の設備についての名簿はダウンロードしてございますけれども、それが全ての名簿について整理しておりません。地区としては海山地区のほうが多くなってございますが、その中には個人もございますので、もしよろしければ後で名簿は見ていただけるかと思えます。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

はっきりつかんでないような感じがしておりますけれども、それはそれで結構なんですけど、私はどうも県外の業者が多いと思えます、見た感じですね。大きなところはほとんど県外でした、私が調べたのは。ということは、県外の業者が潤っていますけれども、地元が潤っているか、ちょっと私は不明に思っております。私は地元がもっと多いんじゃないかなと思っていました。

そこで、違った質問に入ります。パネルの種類によっては鉛だとかセレン、カドミウムなどの有害物質が含まれていると言われております、一般的に。パネルの寿命を迎えたときに、大量の産業廃棄物が出ると思うが、それに対する対策は考えておるのかお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には産業廃棄物処理法の中で処理されるということです。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

今の質問ですと、業者が責任を負うということで考えてよろしいのでしょうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

空き家なども一緒なので、業者が責任を持つべきだと思いますし、そういうふうには法律もなっていると思います。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

今、町長、答えをもらいました、空き家と同じだと。多分そうなると思っっています。空き家と同じということは、ひょっとしたらその頃になったら転売とか、業者が計画倒産とかで持ち主が分からないときもあります。もう一つは、あれが例えば寿命が来たときも、有価物とみなして片づけないかも知れません。ごみじゃないと。それが非常に怖いんです。恐らく私、空き家の状態になって、20年後、30年後には粉になるんじゃないかなと感じる。それがやがて、さっき言った洪水があったり、暴風雨があったりして散乱して大変な被害になるのではないかと思います。

そこでお聞きします。これにはF I Tといますか、ソーラー発電の固定買取制度ってございます。これはどういうものかご説明願います。

入江康仁議長

玉本企画課長。

玉本真也企画課長

電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法のことだと思います。これは、自然エネルギーといますか、クリーンエネルギーを国の大きな電源にしているという国の施策の下、一定のクリーンエネルギーを業者さんが設置するときの手續、あと守らなければならない基準等を定めたものでございます。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

私が調べたところによりますと、それにはソーラー発電設備の固定買取制度の中には発電設備の廃棄費用も盛り込まれているということなんですよ。それについてはいかがでしょうか。

入江康仁議長

玉本企画課長。

玉本真也企画課長

旧F I T法といますか、現在のF I T法なのですが、こちらにつきましては廃棄費用の積立てを促すものになっていますが、この度、法律改正がされまして、2022年4月の施行により廃棄等費用を源泉徴収的な外部積立てに移行されるというふうに法律改正がされてございますので、廃棄のときにはそれらを取り崩して廃棄費用に充てるという制度はできている

というものでございます。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

今の説明によりますと、源泉徴収されるということですね。もし今の業者が倒れて倒産した場合、廃棄の費用はそこから出されるという判断でよろしいでしょうか。

入江康仁議長

玉本企画課長。

玉本真也企画課長

新法の手続については分かりませんが、どういったことになるか。ただ、最終的には廃掃法という大きな法律がありますので、そちらのほうで手だてがされるものと考えておりますが、見捨てられた施設については家屋のものと同じような考え方になるかと思えます。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

私は空き家状態になるのじゃないかと危惧しております。20年、30年後にそうなるか分かりません。町として何らかのやっぱり規制をすべきだと思っております。例えば廃棄物費用を業者に積立てて町へ預けるとか、例えばの話ですよ。それができないとしますと何らかの対策やるべきだと思います。あるいはゾーニングを考える。ゾーニング、ここは駄目だとか、そういったこととか、例えばこんなことばかり言ったら悪いんですけども、銚子川沿いはだめだとか、そういったゾーニングを考えていく、何らかのやっぱり規制をやっていただけないかと思えます。

ちなみに全国で調べますと、全体的にやったのは4県あります。4つの県。ご存じだと思います。あとは市町村でいうと167条例があります。167市町村です。169かな、市町村があると。私が調べた状況であります。だから、ここも何らかのやっぱり条例をつくっていただけないか、これが今回の趣旨であります。条例を何か考えていただきたいと。今すぐとは言いませんけれども、もうやるべきだと思います。もう遅いぐらいですけども、現在この9月、10月でやっておるところもあります。恐らくやっているところもあります。今からでも遅くない。やっていただきたいと。これは切に願いたいと思えます。

それにつきまして、どうでしょう、規制条例について考えるかどうか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には、国の方針FITで太陽光、再生可能エネルギーの話をしていきますので、やっぱりそういう制度をつくった、国がやるべきであって、それで我々は前に議員にも答えさせていただきました。もう2年ぐらいになるかな、太陽光発電について議員のような危惧があるので、私自身は個人的には太陽光発電はあまりお勧めできない。ただ、法律なんで駄目ですということとは言えないんですけれども、個人の財産です。その土地も売買するのも個人の財産なんで、そこまで止めることもなかなか難しい。

そういう中で、私どもは町村会でも先ほど申し上げたような撤去費用の積立て、もしくは供託金を預けることによって、そういうことできないのかというのをちょっと要望してまいりました。その我々が言ったからじゃないのですが、国もそういう危惧をしていまして、このFIT法の改正に至ったと思っております。そういうことだから国も認識をしているところでございまして、三重県では太陽光発電に対するガイドラインも50kW以上だと思っておりますが、つくっております。こういうのも我々も事あるごとにやっておりますので、基本的には国の法律でこういう自然エネルギーを進めている中で、1つの町がなかなかしにくいのも事実なので、我々は国にも求めてまいりました。県にも求めてまいりました。そういう方向で今後もやっていきたいなと思っております。

入江康仁議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

どこの市町村も国に全部やっていただいたらありがたいんですけれども、国が遅いから、だから全国で167条例つくられているんですよ、既に。なぜか。なぜそうか。国を待っていたらだめだから。一番最初やったのは多分九州の由布院じゃないかなと思うんですけれども、そういったことやっている。独自でやっているんです。厳しいところもあります。緩いところもあります。それはいろいろです。その地域によって。だから、そういうこと条例でできるんですよ。つくろうと思ったらつくれます。要はやる気があるかどうかです。私たちはやっぱり何年後かのことを考えるべきだと思っております。

最後に、まとめにちょっと行きたいと思っておりますけれども、私は条例をつくっていただきたいなと思っております。

私、今回、太陽光パネルといわゆる残土といいますか、建設発生土の話しました。これをなぜしたか。やっぱり将来の子どもたち、実はこの間アンケート取りました。子どもの誇り、今の子ども、小学生の誇りは何か。紀北町の自然環境だと言うんですね。自然環境が誇りだと、子どもたちが言っています。我々の誇りでもあります。子どもたちの誇りをやっぱりこれ以上壊したら駄目です。

もちろん経済も大事です。環境を取るか経済を取るかということが、私は環境家ですので環境を取りたいと思います。それはやっぱり町長言われるバランスです。バランス分かります。だけれども、1回壊れました自然は元に戻りません。戻りません。子どもたちの誇り、あるいは20年後、30年後、我々の時代じゃないです。そのときに「ああ、昔の父ちゃん、母ちゃんの時頑張ってくれて、今の自然が残っているんだ」と、こういう思いをさせたいんです。我々の資源は先祖から預かり物でございます。自然を食い物にして我々が潤ったら駄目だと思っています。

そういう意味で、やっぱり自然環境を30年後、40年後あるいは50年後、100年後に残す、そういう気持ちをやっぱり持ってほしいのです。それには何をしたらいいかと。できることをやるんです。できないことは限界あるのも分かります。できることを精いっぱいやると、僕はこれ大事だと思っています。こういった意気で我々議員もやります。執行部も考えてやっていただきたい、こう思います。

最後ちょっと大きな声出してしまいましたけれども、自分の思いでございます。これで執行部のご英断、条例改正と条例の作成ですね、期待しまして、12月の一般質問終わります。ありがとうございました。

入江康仁議長

ここで岡村哲雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時35分まで休憩いたします。

(午前 11時 26分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 35分)

入江康仁議長

次に、11番 近澤チヅル議員の発言を許します。

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

11番 近澤チヅル。12月議会の一般質問を行います。

大きな1番から1つずついきたいと思います。

1番目については、小さな1、2同時に質問いたします。

東紀州環境施設組合と紀北町のごみ処理施設について。紀北町町長としてごみ処理施設への認識をお伺いします。

私は、6月議会でも全く同じ質問をしました。詳しく議論ができなかったため、再度お尋ねします。10月12日からごみ処理施設基本計画策定委員会もスタートしております。新ごみ処理施設は多量のごみと火力の強いプラスチックを燃やし、24時間稼働の施設になると聞いております。ところが、現在、気候変動危機への打開のため、多量のごみとプラスチックの焼却による温室効果ガスの排出を2030年度までに大きく削減することが求められております。新ごみ処理施設は、温室効果ガスの排出量に比例する量のごみの削減には消極的なものです。また、プラスチックの焼却は、今年6月にプラスチック資源循環法の成立を契機に大きく見直されることになりました。

昨日の他の議員の質問に、町長は「2050年のCO₂ゼロに向け、その削減を協議しなければならぬ。どういう対策を行うかが問題となる。また、企業は利益を求めている。環境は守りながら紀北町として何をやるかだ」とお答えになっていました。

これまでのプラスチックを焼却してそのエネルギーを再利用しようという考え方から、そもそもプラスチックを焼却しないという大転換が起こり、これまでのごみ処理施設の在り方である大量のごみとプラスチック類を燃やすことが国の法律としてよろしくないとは断定されてしまったこととなります。

来年、2022年度はプラスチック資源循環法が施行、具体化され、また各市町のごみ処理基本計画の見直しも予定されているのではないのでしょうか。温室効果ガスがもたらす気候変動を打開するため、ごみとプラスチックをとことん減らすことが求められております。ごみ処理は焼却中心主義から環境重視、資源循環型へと転換する 때가 来ました。

昨日から町長は「国の方針に沿ってどうするかを協議しないとイケない」と盛んにおっし

やられておりました。同時に、私たちが推し進めている新ごみ処理施設はそれらに逆行し、時代遅れの施設になることが建設前から分かっている状態になってしまったと私は理解しております。このことについて、どのような認識を持って紀北町としてこの東紀州の処理施設建設計画を進めていくおつもりなのか。また、現在の紀北町の処理施設RDF施設の見直しが必要になってくると思われますが、そのことについてどのような見解を持っているのかお尋ねいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、近澤議員のご質問にお答えをします。

広域ごみ処理の施設のことなのですが、東紀州5市町による東紀州環境施設組合が設立されたのが4月1日でございます。今後は組合による広域ごみ処理の整備が進められることとなりまして、ごみ処理施設の処理方式などの基本計画、生活環境影響調査などが明らかになってくるものと考えております。

一方、3Rに表現される廃棄物の排出抑制と再生利用が推進されておりまして、各地方自治体におきましても、資源ごみの分別収集が進められております。

そのような中、本年度、国においてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が成立いたしております。この法律の目的につきましては、プラスチック使用製品、廃棄物及びプラスチック副産物の排出抑制並びに回収及び再資源化等の促進を目的に制定されたもので、まだ法律の施行はされておりませんが、町といたしましても今後プラスチック使用廃棄物の分別収集に取り組んでいく必要があると考えております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

考えているという状態ですけれども、そのことも組合のほうへも言っていただきたいと思いますと思いますが、私はこのほど資料として昨日も町のほうへ資料提供させていただきました。これは伊勢の広域環境組合ごみ処理施設整備の基本計画案に対する意見募集の結果についての根拠資料を示したものです。この伊勢広域ごみ処理施設に関わる資料ですけれども、紀北地域のごみ施設よりも1年前に稼働を予定しているものです。それに関わる意見を募集したのですが、これにはもう既にプラスチックごみに関する意見も求めております。その中でも容

器・リサイクル法やプラスチック資源循環法、新施設でのプラスチック使用製品廃棄物取扱いについてなど詳しくプラスチックについてのことが書かれております。

ところが、東紀州ごみ処理施設は何の検討の計画にも入っていないと私は理解しております。いかにこの計画が法律や環境について無関心であるかということがうかがえるものとなっております。

また、環境省はプラスチック資源循環法について10回に分けて全自治体に説明をしたと表明しており、三重県でもレクチャーをした事実を確認しております。つまり紀北町を含む5市町全てがこの資源環境法に基づいてのレクチャーを受けているということになります。そういう理由でこの計画も示されているのだと思います。いまだに何の計画もされてないまま建設計画が進んでいることに怒りが禁じ得ない状況です。改めて町長はどのように考えていらっしゃるのか私には理解ができませんが、その認識をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ね、先ほど申し上げたように基本計画をこれから策定していく中で、このプラスチックの循環に関する法律、これを十分組み入れた計画にしていくということなんです。

それと、とことん減らすという話、そのとおりなんです。プラスチックのみならず資源ごみをとことん減らして、その挙げ句、燃やすしかないようなものを燃やすんです。だから、それらを集めて、この法律に逆らって集めて燃やすわけじゃないので、十分法律の趣旨も我々も分かりますし、やらなければいけないと思いますので、それをやった上で、また残ったごみは燃やさなければいけないということなので、そういった施設を造る。

もちろんこの計画をコンサルなんかにも出していますので、そういったものはその計画の中で示されながら、議員や町民の皆さんにもお知らせするような形になろうかと思います。ただ、現時点では、それがまだ出来上がっておりません。今1年先にとっておっしゃったですね。だから、そういうので意見が出ていた。私も資料頂いたんですけども、当然の意見だと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

意見を頂いたということは、市民、町民に知らせたということですね。世の中の国の動き

がこういうことだと。こういうことに対していかがですかって組合自体が示して、それに対する意見を頂いているのですけれども、1年先を行っている施設でも、こういうことをやっているのに、今回の中には何も今のところ入っておりません。

町長は法律に沿ってやっていくというお話をされておりました。本当に私ども以前に岩佐恵美さんにごみのこの建設が始まったときに、来て講演をしていただきましたが、今この転換があつてから、伊勢で岩佐恵美さんが講演した内容の中に、プラスチックごみ焼却からリサイクルへ、プラスチック資源循環法でごみ政策大転換というところがあります。2050年度カーボンニュートラルということを考えると、自治体の焼却炉で石油からつくったプラスチックを今と同じように燃やし続けること、たとえ熱回収をすることとしても、燃やし続けることはできないということになるのではないかと。有効利用していればリサイクルで熱回収でもよいという考え方ではなく、最大限リサイクルに取り組むという前提、今後はプラスチック資源の分別回収を実施していることを循環社会形成推進交付金の要件とする、エネルギー回収とリサイクルと両方アクセルを踏むのではなく、プラスチックは分別収集、リサイクルに力を入れていくという形で進めていくという講演もありました。このことについても町長と同じ認識だと思いますが、お伺いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどのご意見の話は、議員から頂いたものの中に書いてありますよって私お話しさせていただきました。だから、それは十分認識した上で議論して計画をつくっていくよという話なんです。

それと、前の元国会議員かなんかのですか、新聞で読みましたけれども、全く今、議員おっしゃったのはそのとおりなんで、そういうことを踏まえた上で広域ごみ処理施設を造っていくということですので、プラスチックを強制的に分別しないで、それを燃やすための施設ではありませんので、そのところは誤解しないでください。やるべきことは全てやって、それでもなお燃やさなければいけないものを燃やすんです。だから、資源回収も、今うちはプラスチックやっておりません、回収はですね、資源として。だからそういうこともきっちり焼却ということなんで、やりながら前に進めていかなければいけないと思います。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

その方向で進んでいくということですが、計画の中にはプラスチックの「プ」の字もありませんので、ぜひそのところを、東紀州のですね、計画案の。正式には出しておりませんが、議場で出されているものはプラスチックの「プ」の字も入ってないと、参加している議員の方がおっしゃっておられます。策定委員会ではないですけれども、組合の方も。プラスチック資源化のCO₂削減は、この発電の3倍ほど大きいと言っておりますので、とにかくプラスチックの削減は本当にしていかなければなりません。

私は一旦ごみの処理施設建設に関する計画を白紙に戻して、もう一度、国の法律に沿った施設になるよう、ちょっと休んで考えるべきだと思います。紀北町長として4市町にもそのことを訴えていただきたいと思ひますし、町長はどのようにお考えなのか。紀北町のごみ処理施設についても同様のことが先ほどの答弁にもありましたが、考えられます。町長の認識をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと私、理解できない部分があるのですが、発電をするとかプラスチックを回収しないと、そういうことって言ってないと思ひます、私もいろいろ会議出させていたいておりますけれども。計画もこれからつくるのであって、その計画はこういう廃プラの資源循環の法律のみならず、ほかの法律にも適合した施設をつくっていかうということなので、今言われたようなのは、計画はそういった法律も踏まえた上での計画策定を今やっているということなので、今、議員の皆さんにもそういった発電のこととか、可能性はありますよ、発電という可能性。だけれども、誰かの資料でしたね。議員から頂いたんですけれども、発電するには一定規模のことがないと無理なんですよという資料も町長知ってるかということで、頂きました、どなたかに。その中で今、東紀州がやっている規模が果たして発電をするごとに適正なのかどうか、そういうこともまだこれからの話ですし、規模的には100 t、200 tの大きな焼却処理場じゃないと、なかなか効率とかその後の経費のことも考えると難しいという話は聞いておりますが、その結論さえも出てないですし、どういう検討しているかということさえも、我々そのものも首長自体も、そういうアナウンスというか報告したことはないと思ひているんですけれどもね。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

報告は受けておりませんが、新聞報道とか、そこに参加された方の話とかで、そういうことについても十分理解して進んでいただきたいと思います。

1つ目については以上で終わります。

2つ目に入ります。

入江康仁議長

いいですよ、止めて。

一般質問の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時 52分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

近澤議員の発言を許します。

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

2番、荷坂やすらぎ苑について。

1、荷坂やすらぎ苑の職員の方の待遇についてお伺いいたします。荷坂やすらぎ苑を退職された元職員の方から、自分は給料が少なかったけれども、仕方なかったけれども、後に残る若い職員のためにも現状を理解してほしい、大変な状態であることを知ってほしい、そういうたくさんの方の資料を頂いてお話がありました。これは私だけにではなく、大紀町の議員さん、紀北町の議員さんの方にもお話をさせていただいたということでした。

現在の荷坂やすらぎ苑は、紀北町合併前に大内山村と紀伊長島町の広域の火葬場として出発しました。現在は大紀町となり、大紀町の現業職の基準で職員は働いておられますが、紀北町の現業職との給料の差が激しく、さらに海山の浄聖苑では、紀北町の合併時に職員の英

断により、海山町と紀伊長島町の高い方の給料に基準を合わせ、そして職歴は関係なく、年齢に合わせて現業職員の待遇の改善を行った経緯があります。元職員の方とはいえ、このことは大いに評価したいと思います。お互いの給料にさらに差ができてしまっているのも、こういう事情もあるのかと思われまます。

しかし、仕事内容は、資料を皆さんにお配りしておりますが、荷坂やすらぎ苑のほうが多いことが分かってきました。仕事の量は倍、給料は安い、これで本当の意味の住民サービスができるのか。でも、皆さんは自分の仕事に誇りを持って、本当に頑張っておられます。先日も私、火葬場の奥を見せていただきましたが、床もぴかぴかでした。ごみも一ところにまとめておられまして、皆さんの仕事に対する深い誇りを感じてまいりました。早急に手を打つ必要があると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、続きまして、荷坂やすらぎ苑組合の職員待遇についてお答えをさせていただきます。

荷坂やすらぎ苑組合につきましては、本町及び大紀町をもって一部事務組合を組織し、火葬場であります荷坂やすらぎ苑の設置、運営及び維持管理に関する事務を共同処理しております。職員につきましては、現業職員2名、会計年度職員1名、合計3名の常勤職員が在籍しており、火葬業務、受付業務、施設維持管理業務などに従事しているところでございます。また、職員の給与につきましては、荷坂やすらぎ苑組合の給与に関する条例に基づき支給されており、条例の中では、職員の給料については大紀町職員の給与に関する条例の一般職員の例によると定められております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

答弁漏れです。私は現状を聞いたのではなく、早急に手を打つ必要があるかと思いますが、町長の考えをお伺いしますという問いでした。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私は早急に手を打つという考え方は今持っておりません。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

「広報きほく」の11月号に毎年ですけれども、職員の皆さんの給料表が載ります。町長の退職金の基準も私たちのボーナスのことも全て書いてありますけれども、これを見て、荷坂やすらぎ苑の現業の方は、ざっとですけれども、月にして8万円差があると言われております。そして、毎年この広報が出るたびに打ちひしがれている。でも、その中で誇りを持って働いておられました。やはり町長は今、そういうお答えでしたが、この8万円の差をどのようにお考えなのか。今、初めて知られたのかと思います。町長の考えをお伺いいたします。平均です。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、総務課長が持っているもので、平均でございますので、平均のこの給料を見て感じられたんだとは思いますが。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

まだ答弁漏れで、それをどう思うかとお尋ねしました。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

比較する対象が違えば、やっぱりそれぞれ考えること、感じることは違うと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

私は荷坂やすらぎ苑の3月議会で初めて出席させて、委員長として出席させていただきましたが、荷坂やすらぎ苑は一般質問は年に1回です。12月でないといけないので、質疑の中でこのことをお話しさせていただきました。町長になったばかりの大紀町の町長である理事

長、管理長と言うんですか、組合長か。そこら辺も他の町との差があれば検討していきたいというお答えも頂いております。

そして、この平均と言いましたが、そのこともあるとは思いますが。その差を埋めるには給料の両方の現業職の等級をさわるだけでは到底解決はできません。1万3,000円とか1万5,000円とか上がる下がる、やっぱり荷坂やすらぎ苑独自で給与体系を早急に作成することが求められ、むしろ今までその給与体系がなかったことに気がつかなかったことは、今回の大きな問題であるということをしかりと確認していただきたいと思っております。そして、紀北町長として大紀町長とお話をしていただきたいと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。大紀町の町長は3月の議会で、差があれば検討したいというお答えになっております。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

管理者がそのようにお話しするのであれば、お話はさせていただきますけれども、今バランスが紀北町の職員とのバランスをおっしゃっていましたが、大紀町の現業の方のバランスというものはどうするのかと。そこは大紀町の町長さんが管理者でございますので、その判断が誤れば、今度は大紀町そのものの現業職の給料にも、ひいては一般職の給料にも影響することでございますので、ただ2名の給料をいじればよいという問題ではないと思っておりますので、大紀町の特に大紀町のどうも低いようなので、現業なんかの方は。そういうことを加味した上で、大紀町長からどういう提案があるかと。そこがないと、我々がちょっとよその行政まで、上がると大紀町の給料全体に関わってきますので、そこは我々のほうからなかなか提案しにくいところだと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

提案しにくいということですが、認識は持っていただきたいと思っております。12月議会でも私、一般質問をやすらぎ苑でこのことをさせていただく申込をしましたので、大いに議論を深めていただきたいと思っております。このことについては、これで終わります。

3番目の残土問題についてに入ります。9月議会に続いて質問をいたします。

1番、崩落の現状について。9月議会でも崩落があったことが判明しました。その際、崩落箇所の点検をするようにと訴えましたが、もう既に9月議会の時点では崩落が起こった後

でしたね。その崩落の実態がよく分かるように説明を頂きたいと思います。お願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

続きまして、建設残土の崩落の現状についてをお答えさせていただきます。

基本的には土砂等による埋立てを行う者が法律、県・町の条例等の規定、規制の範囲内において、災害防止対策も含めて本人の責任において対策を実施していただくこととなります。林地開発許可申請箇所における崩落箇所の対応につきましては、県を通じて業者に指導を行うように要望しているところでございます。今後も関係法令を遵守するよう関係機関ともども指導してまいります。

そういうことで、現状については担当のほうから説明をさせていただきます。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

お答えします。

林地開発の成目ヶ谷の崩落の件でございますが、令和2年10月26日、近隣の住民の方より通報がありまして、現地を確認させていただいております。これは近隣の住民の方、土砂の開発関係業者の方、農林水産課で現地を見させていただいております。地山の部分とかが崩落しておりまして、下部の木々をなぎ倒している状況で、三重県に対して対応のほうをお願いしてございます。

その後、令和2年10月27日なんですけれども、三重県は委託のコンサルタント会社ですね、これ林地開発するときのコンサル会社に対して、林地開発の行為災害発生報告書を提出するように指示してございます。

その後、また再度、近隣住民の方と三重県の担当者、それと山林の所有者、農林水産課で現地の状況を見させていただいて、今後の対応について三重県のほうに要望してございます。

その後、いろいろな対応があるんですけれども、まだ現在、対応が業者のほうで復旧計画とか、どういった今後の復旧の工程について、これも県のほうから指導していただいているんですけれども、まだそういった復旧計画のようなものが業者から出ていないというふうな状況でございます。

以上でございます。

11番 近澤チヅル議員

答弁漏れで、もう1か所、三浦の鹿谷も崩落したんですね。その説明もお願いします。答弁漏れです。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

失礼しました。三浦の鹿焼の盛土の件なのですけれども、これは令和2年4月の大雨で一部土砂が流れ出たというふうなことで、現場のほうを見させていただいております。それで、この件に関しましては、この令和2年6月4日の日に事業者、設計業者、建設課、環境管理課、農林水産課で現地に行かせていただきまして、業者に聞き取りを行いました。そうしたところ、ソーラーパネルを設置する予定ですとか、土砂の流出を防ぐ施工は対応しようとは思いますが、現況復旧については、すぐに着手することは難しいというふうなそのときは回答でした。

数日後、事業者より土砂が流れ出たところの箇所につきましては、修繕完了の連絡がありまして、農林水産課職員で確認してございます。

その後、これは令和3年8月16日なんですけれども、農林水産部より、盛土による災害発生のための総点検について依頼文書がありましたので、現地を確認しているところでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

本当に令和2年ですね、特に戌目ヶ谷ですか、260号のところは大変な崩落が熱海の前に起こっておったという事実は分かりました。それ9月議会のときに私は熱海のようなことが紀北町でも起こっているのである。ということをお話ししたんです。

今日は大きくしてきました。これが熱海の崩落の現場で、危険な場所の間で起きております。そして260号、私、戌目ヶ谷ですか、これちょっとよく見えないですね。これは今回、先ほどの説明の中で本当によく似た災害の後ろで起こっているんですね。よく似たところで、もう既に紀北町でも令和2年、大雨は降りませんでしたけれども、同じようなことが起こっていたという事実ですね。挙げさせてもらいます。本当に心配していたことが熱海の前から

も紀北町には規模は小さいけれども、同じような危険な場所で起こっていたという事実があります。

そして、今回10月26日に職員の方が現地を視察して、いっぱい写真を撮っておられます。私、民間のテレビで見てびっくりしたのですけれども、この事実をですね、その前に。紀北町でこんなことが起こっていたのか。ちゃんと把握されて熱心に仕事されておりました。でも、私たちは知りませんでした。なぜ、知ったかって、私これらみんな町の資料ですけれども、情報公開でないと取れなかったんです。

本当にこのことはショックですし、今回260号、これも町の職員の皆さんが、そのときに仕事として赤い下線の部分が崩落が落ちており、排水路を押しつぶしてBのほうへ流れて、町民の皆さんの取水場の上にその水が流れてしまった。本当に危険なものが、物質があれば、取水場の上に流れてしまった。そういう事実があったことが町は知っておられたんですね。でも、私たち議会にも町民にも知らされておりました。

さらに、今、現場は書類とか何もないというお話もありましたが、こちらの山林のこれは10月14日のこれも町の皆さんのお仕事の資料ですけれども、もう山林きれいに、これ山林も刈り取られたんですね、木も。そして処理もしていただいたんです、この事実。でも、復興とか、そういう書類は県にも出しておりません。その事実、本当にもう一歩で、もうこの所有者の方も尾鷲市とか紀北町の方の持ち物ではなく、県外の企業の方の持ち物になっているといううわさもありますし、さらに今の崩落した場所に抵当権をつけたというようなお話もありますが、町はそのところの事実をどのように把握しておられるのかお伺いいたします。具体的にお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

県の県外の持ち主とか、そういう抵当権がつけたとか、そういうのもどこかで聞かれたのですか。町として知り得ている部分は隠すことではありませんので、お話はさせていただきます。また、工事等については県とも、崩落の後については県と相談しながら指導も先ほど申し上げたようにさせていただいておりますので、そのところはご理解いただきたいなと思います。

入江康仁議長

岩見農林水産課長。

岩見建志農林水産課長

当地番の抵当権設定については把握してございません。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

法務局へ行ったらすぐ分かりますので調べてください。そんなうわさもございません。個人情報ですので、改めて私は申し上げません、ここでは。

このように、その持ち主が変わったというところまではご存じのようですけれども、ご存じだったと思いますけれども、議員にも町民にも知らされておられません。

そして、私が今お示したのも、私が情報公開制度に基づいて情報公開を求めた末にやっと、町の皆さんのなされている普段の仕事のことも私たちには知らされ、求めても渡せないというお答えです。これでは、やはり住民目線、住民とともに私は到底言い難いと思います。何か都合が悪いことは隠してしまえと言わんばかりの今の行政の仕事ではないか、そういう思いで私は町民の皆様への本当に信頼を得られないことだと思いますが、そして何よりも町長の方針どおり、町の職員の方が仕事をされていると思いますので、このことについても町長はどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

特に隠すとか、そういう先ほども言いましたように言えるものは全部言わせていただきますし、行政ルールに基づいてやっておりますので、そのルールに基づいてやっているというだけ、単純な作業でございます。この事業だから隠している、ほかのことだからとか、そういう公平性のないことじゃなしに、行政ルールに基づいて情報公開して出せる分は取っていただいたんですよ。そういうことはやっておりますので、議員の皆様であったら、どういことがあったと言え、守秘義務の中においてしゃべれることは、お話しできることはお話しさせていただきます。

ただ、その書類として自分が使いたいようなときは、やはり行政ルールに基づいて情報公開請求なんかをやってもらうのが出せる範囲、議員が聞かれる部分は議員の守秘義務の中でどこにも出さないというんだったら、またお話しできる部分もあろうかと思うんですが、や

っぱりそういうふうに出されるのであれば、きっちりそういう行政ルールに従って手続を取ってもらうというのが普通のルールだと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

情報公開制度については、私もこれから勉強させていただきたいと思います。

三浦の話もありましたけれども、これは行政の紀北町へ届出されたものですね。これも情報公開で取りましたけれども、森林法に詳しくないので、届出を出す前から切ってしまったんですね。それは平成25年のことです。そして、そのときは0.3haとっておりますけれども、これは県の大分古い情報公開ですけれども、パワー産業が三浦地区内盛土現場計画書の書類を県に出しております。それによりますと、盛土予定数量は20万 m^3 、 m^2 と書いてあるんですけれども、間違いだと思うんですが、これ県へ出してあるんですね。もう20万 m^3 の盛土がなされても届出だけでよくなってしまいうというのが現状です。だから、本当に心を砕いて対応に当たっていただかないと、抜け道だらけの条例では町民の命も暮らしも守れません。

それで今回、海山にも出されたことが、海山にも積み上げられたことが判明いたしました。これらは県外からの残土であり、そもそも県外からの残土を持ち込まないようにしていれば、このようにはなりませんでした。

私は2018年、3年前から県外からの持込みを禁止する条例を求めてきました。しかし、紀北町は弁護士なども聞き入れて、これで十分だと言い続けてこられました。これでは紀北町の町民の安全を守ることができません。ぜひ県外からの持込み禁止を条例に入れる新しい条例を、ほかの議員もおっしゃっておりますが、今こそつくるべきだと思います。町長の見解をお伺いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、紀北町で土砂の関係の盛土の部分なんですけれども、これはあくまでも条例の前のお話でございます。だから、条例はそのときはなくて適用できないということなんです。

それと、建設残土については何度も言うようなんですけれども、移動が困難なことでございます。そういう中で、我々も基本的には移動はできないようにならないのかということで、この条例つくるときにいろいろさせていただきました、ご相談もね。そして、今熱

海があって、全国知事会等もしています。そのときに県外、それぞれの知事が自分のところの県で処分しなさいよということを、今の新聞見た限りですよ、あまり求めていないと私は思うんです。それは県という知事という地位の方が、やはり県外残土の移動がなかなか法的に難しいのではないかという話の中で、今求めているのが、我々が求めた条例が結局その土の安全性、発出元、土壌成分表、そういうのも提出してください。それから、今知事が求めているのも安全性、盛土が崩落しないようにということを国にも求めておりますので、なかなか残土の移動については難しい部分があると全国知事会も認識しているのではないかと私自身は認識しております。

また、県の条例においても、その部分ができているということは、我々の小さな町よりもっと専門家がたくさんおります。弁護士等もおりますので、そういうところがあった条例と一定の同等な部分があるということは、ちょっとその県外からの移動を止めるということそのものが、やはり法律の壁というのは相当大きいのではないかと私自身は感じております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

私、国会議員に来ていただいた後、秘書の方から千葉県印西市の条例をいただきました。その中には県外からの残土条例、残土禁止が件名に入っていました。そして、千葉県のほうで、たくさんそういう市や町が被害を受けて、そういう条例ができて、関西、関東、そういうところに放れないから、高い船賃を使って、こういう地域へ網の目をくぐって来たのだと思います。千葉県やその条例を持っている市は法律違反なんですか。お伺いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私の判断では法律違反とか、そういうふうな法的な知識はございません。ただ、先ほど前者議員もおっしゃいました1,000㎡以下であればどんどん埋めていけば、どうするのという。そのときは私は前者議員には、そういう場合があったら、そういう変更等も考えなければいけないなという部分も述べました。恐らく東京都で工事があったものが千葉県とか、そういうところへどんどん入っていったんだと思います。そして、一定の条例は恐らく最初から禁止じゃなかったと思います。その中で、条例が崩されてきたんで、やむを得んと。法律を

上回るような条例でもいいじゃないかと、やっつろうじゃないかというぐらいの気持ちでつくられたんではないか。私が条例を勉強する中で想像することですごくございますので、あくまでも制定した市町のことまで私が介入してお話することではないので、誤解のないようによくお願いします。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

そういう市のやっつろうやないかという市長や町長の心意気を学んで、ぜひつくっていただきたい。回答求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどから何度も言うておりますように、今の条例で、それから既存の法律で、それから全国知事会が国に求めていること等の法整備、そういったものもまずは見極めながら、それと紀北町に今後こういった事業が、事件ではございませんね、事業が行われる、そういったものを注視しながら、我々は条例に基づいた対応をさせていただきたい、そのように思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

条例の改善では無理のような紀北町の条例だと理解しておりますので、新しく新たにつくることを求めます。求めたいと思います。

そして、今回、海山の件で初めて地質調査を行いました。これはすごい英断だと評価します。どのような経緯か分かりませんが、ぜひ長島の8か所についても地質調査をお願いします、できたのですから。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本来、移動可能な土とは言いながら、我々が求めたら事業者がその安全性を証明するというのが普通のことでございます。そういう中で、この相賀の件については持ち主、事業者が

許可していただいたんで取ったものでございまして、我々が行って、ぱっと取ってくるわけにはいきませんので、求めて出してくれるというのならあれですけども、今までずっとやってきて、どうぞというような話ではない部分がありますので、そこは今後そういう不安があれば許可を得て調べることもできると思いますので、そのための予算は紀北町は毎年上げさせていただきます。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

せっかく1つの例をつくったのですから、そのことも含めて事業者の方にお話をさせていただきたいと思います。

残土については、これで終わります。

4番目の引本のわんぱくランドについてお話をさせていただきます。

10月に自治会の方と皆さんお集まりになって、引本小学校の跡のわんぱくランドが高齢者の皆さんの遊具に変わるということで集まっておられました。私も参加させていただきました。その中で、引本小学校はなくなっても、子どもたちがいるということが分かり、12月議会に間に合うということで要望書も出していただきましたが、ありませんでした。3月議会でぜひお願いしたいと思います。

入江康仁議長

座ってください。

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。わんぱくランドの要望書がありませんでしたという意味が分からない。今おっしゃったよね。要望は頂いておりますので、我々としては、それとこのわんぱくランドの跡地、これは予算上げるときに住民の広場という説明で予算上げさせていただきますので、そこもご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

失礼しました。12月議会に予算はありませんでしたという。今だったら間に合うから出したらという提案をさせていただいたので、ぜひ3月議会に上げていただきたい。答弁お願い

します。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々も要望書だけじゃなしに現地でお話聞いておりますので、ただ要望、即事業ということは、もういつもご存じのようにこれだけの要望書が全部出てきますので、ただ我々としては新たな事業を始めた場所でございますので、そういう中で改善があれば、できるところはやっていきたいと、そのように思っております。

入江康仁議長

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

ぜひお願いしたいと思います。

それでは、まとめます。住民の皆さんは自分の町紀北町を愛しておられます。ふるさとを何よりも愛しておられます。その思いを新たに強く再認識しました。

私は11月に家族を亡くしました。最後の別れに子どもたちは父の前でオカリナを吹いたことがなかったので、吹くよう直前に言いました。2人が吹いたのは「ふるさと」でした。すると、いつの間にか皆さんが小さな声で、また大きな声で口ずさみ、涙を流しておられました。これは悲しさの涙ではなく、歌の持っている魅力もありますが、皆さんがふるさとを思っているということの本当に深い表れだと思いました。それだけ人間にとって、ふるすとは大切なものだと思います。

人間として生まれたら必ず死を迎えます。最後にお世話になるのが斎場です。その仕事の大切さ、大きさを改めて感じております。そして、未来を担う子どもたちの大切さ、その子どもたちに残せるのは自然だけです。環境を守ることです。それができないと地球は壊れることまで進んでおります。住民目線で住民とともに、本当の意味の住民を求めて、私の2021年度の一般質問を終わらせていただきます。

入江康仁議長

これで近澤チヅル議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。1時55分まで休憩いたします。

(午後 1時 38分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 55分)

入江康仁議長

それでは、次に6番 原隆伸議員の発言を許します。

6番 原隆伸議員。

6番 原隆伸議員

6番 原隆伸。通告に基づきまして、議長の許可を得ましたので、12月議会の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、クリーンセンターの脱水汚泥の処理（搬送）費用についてでございます。それともう一つは、林道野又越線の工事について、3点目としまして、尾上町長4期目の公約実現についてということで、この3点について一般質問させていただきます。

特に1点目のクリーンセンターの脱水汚泥の処理（搬送）費用についてという件につきましては、決算特別委員会において、この搬送費用を原因として、この決算審査に反対の意を表明したことがございますので、これらの私のなぜ反対したかという思いを込めて、この一般質問で解決を図りたいと思っております。

私はクリーンセンターの改修工事について一般質問したことがあり、その際に町長より脱水汚泥を焼却するよりも産業廃棄物として処理する方が安くなると説明を受けました。その際に、処理費は変動する可能性があるので、自己完結するべきだと私は主張しましたが、搬送処分することに決定しました。そこで、以下のことについて質問いたします。

1番としまして、改修工事の際に脱水汚泥の搬出处分方法の計画はどうだったのか。

2番目としまして、脱水汚泥の処理費用の当初計画案はどうであったのか。

3番目といたしまして、運搬費用を現状より削減する方法は考えられないのか。

以上3点について、詳細な説明及び答弁を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

入江康仁議長

座ってください。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、クリーンセンターのご質問についてお答えをいたします。

1つ目、改修工事の際に脱水汚泥の搬出処分方法の計画はどうだったのかということでございます。

まず、紀北町クリーンセンター改修工事でございますが、紀北町クリーンセンターにつきましては、平成6年度より稼働を開始いたしました。施設の老朽化が進むとともに、近年のし尿処理、浄化槽汚泥の混入割合や処理量の変化に対応することが求められておりました。こうしたことから、平成30年度、令和元年度の2か年で当施設を改修することとし、1日当たりの処理量を28k1から35k1に増改修するとともに、浄化槽汚泥対応型膜分離脱窒素処理方式に方式変更を行い、併せて脱水汚泥を施設内で焼却していたものを外部搬出し、処理することといたしております。これによって、安定的、衛生的に処理を行うのみならず、周辺環境の保全に寄与する施設に生まれ変わったと考えております。今後も、し尿等の適正処理の継続に努める所存でございます。

2番目の脱水汚泥の外部搬出に伴う処理費用等についてのご質問にお答えをいたします。紀北町クリーンセンター改修につきましては、これまで脱水汚泥を当施設内で焼却し、処理していたものを、含水率70%の脱水汚泥を外部に搬出する計画としております。脱水汚泥の外部搬出につきましては、施設の老朽化による修繕の増加、焼却のための燃料代などの費用が発生しておりまして、脱水汚泥を外部に搬出し、処理したほうがより経済的と考慮したことによるためでございます。

それから、脱水汚泥を外部へ搬出する費用についてでございますが、紀北町クリーンセンターで生じる脱水汚泥につきましては、民間事業者に処分を委託するとともに、その運搬につきましても、民間事業者に業務を委託しております。

脱水汚泥の運搬につきましては、平日のほぼ毎日運転しておりまして、1日1回当たりの運搬費用の単価契約を締結しております。これにつきましては、改修工事計画時においてセンター内で生じた脱臭汚泥はホップという排出口を通じてコンテナに積み込まれます。計画時においてホップ内に汚泥を長時間貯留すると、汚泥の発酵により臭気物質の発生、汚泥の圧密による排出不良、発酵液の漏洩等が懸念されるため、原則汚泥の搬出は1日1回が推奨されているためでございます。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

脱水汚泥の焼却処理を一般廃棄物処理に変更した場合ですね、変更の際しての改善提案ですね、当然焼却して自己完結するものを運搬しますから、当然そこには費用が発生します。その費用は現状に比べてどうであるのか。試算表とか、そういうのは当然改修工事のときに説明があろうかと思うんですね。それをどのような提案があったのか。また、そのとき一般廃棄物処理のほうが安くなると町長は言いましたけれども、一体そのときに焼却のときには幾らかかって、運搬すれば幾らで、幾ら安くなるのかということについて、まずお聞きします。その頃の経緯をちょっと知りたいのです。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には改修前と改修後では、もう現実の数字では1,000万円以上の減額になっております。詳しいことは担当から答弁させていただきます。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

改修前と改修後の脱水汚泥処分、これについての関係する費用の実績についての比較を説明させていただきます。

改修前、平成29年度につきましては、需用費、委託料、需用費で6,800万円程度、委託料で63万円程度ございました。令和2年度、改修後の実績といたしましては、光熱水費とか医薬材料費を含めました需用費は3,500万円程度に減額しております。

また、委託料につきましては、これについては脱水汚泥を外部に搬出するとしておりますので、1,700万円程度に増えておりますが、差引きしますと29年度のときより改修後のほうが減額となっております。

以上でございます。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

この需用費の6,800万円という金額について、もう少し詳しく説明いただければ幸いです。それと、私は今までの説明の中で、脱水汚泥の処理費用は当初の説明では8 t車で4万

5,000円と説明を受けており、その後の説明では4 t車で4万円との説明を受けました。脱水汚泥量は、月に約22 t程度発生すると聞いていますので、4 tか8 t車程度なら年間搬出費用は多くとも400万円程度だろうと、そのように考慮していました。しかし、決算委員会において年間運搬費用が1,200万円ぐらいであり、毎日1.2 t程度を4 t車で搬出する必要があるという説明を受け、腑に落ちなくて反対したものでございます。そこら辺について、もう少し詳しくご説明願いたいと思います。

入江康仁議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

まず、平成29年度の需用費の説明でございますが、29年度の時点では焼却処理をしておりましたので、主な支出としましては燃料費がございます。これは550万円程度でございます。あと光熱水費、一番大きいのが、金額が高いのが修繕料でございます。それは年度によって違いはあるかとは思いますが、4,200万円程度の修繕料がかかっております。医薬材料費につきましては、650万円程度となっております。合計で先ほど申し上げましたような6,800万円程度の需用費の実績となっております。

続きまして、現在の脱水汚泥外部に搬出とした部分につきましては、今現在、運搬費用の1回当たりの回数当たりの単価契約をしてしております。令和2年度の実績としましては、1回当たり4万9,280円となっております。令和2年度の合計としましては1,182万7,200円という運搬の実績となっております。

計画時におきましては、脱水汚泥含水率70%にして外部に搬出するという計画を立てておると同時に、先ほど町長からの説明もありましたように、1日1回の搬出を推奨されておりますので、現状ほぼ毎日、平日1日1回運搬しているという状況でございます。

以上でございます。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

先ほど私が言ったような内容ですね、資料を見ても8 t車で4万5,000円とか4 t車で4万円とかというような資料が全然ないんですよ。だから、私が聞いたのはこれ何だったのかなど。聞き間違えだったのか。聞き間違えにしても、もう少しいい説明がなされなければならぬ。毎日1回運ぶようになっていますよと一言言ってもらえば、それで要するに毎日運ぶん

で、1日4万5,000円。当初は始まったときは4万8,400円。平成30年11月に4万7,520円でスタートして、令和元年10月に4万8,400円、それで令和2年2月に4万9,280円というように変化しています。私が聞いたと覚えている金額が余りにも違い過ぎて、私が老化してというようなことはないと思うんですよね。ともかく1日1回搬出するようになっておって金額幾らですと言ってもらえれば納得できるものを、回りくどく何でこんな説明をしたのかなと、ちょっと理解に苦しみます。

この中で、改修工事の仕様書の中に長時間滞留などすると、要するに臭気など発生したりして原則1回ということですので、あくまでも長時間滞留と、それから原則1回となっています。毎日1回搬出せないかんというふうにはなってないんですね。その辺をどういうふうに考えているのかお聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

こういう環境問題は、やっぱり計画立てる中で環境に配慮とかそういうのを考えますと、やっぱりそういう計画の中で毎日、先ほど私も申し上げましたように、そういう毎回搬出しないと環境に影響が出たりするんですよという説明いただいて、そういう計画を立てたと思っております。ですから、そういう形で1日1回、今搬出させていただいております。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

資料によりますと、始めた頃、汚泥運んだのが搬出量、大体2tぐらいなんですね。だから、4t車で2tを運んでいるわけです、この頃で最初でね。そして、今というと令和2年度ですけれども、令和2年度で大体……。平成30年のときに2tぐらいですね、2.1tが最高です。大体2tぐらい、平均1.9t。それで、令和元年度が平均1.2t。それで令和2年度は平均0.9tです。だから、1t未満のものを4t車で毎日運んでいると。もう少し安くしようという気は起こらないですか。

長時間、要するにメーカーの設計仕様書には長時間滞留ということと原則1日1回、原則ですからあくまでも。だから、これを4t車で毎日1回運んでいるんだから、もう少し有効にする方法はないものかと。そういう提案とか申込みとか、そういうようなことはできないものかどうか。そこについて1点お聞きします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど外部へ搬出する費用、理由のところ、計画のときにホッパ内に長時間の滞留すると、いろいろと弊害が出るというお話をさせていただきました。そういうことで、こういう計画に基づいて地域や我々も建設してまいりましたので、その計画に基づいて特に環境に影響を与えるものでございますので、それを遵守しながらやっているということでございます。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

それでは、長時間というのは何時間のことをいうんですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

1日に、このときに1回が推奨されておりますということなので、長時間という意味ではございません。今、説明したように1日1回ということでございますので、その計画に基づいて搬出させていただいております。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

設計仕様書には「長時間の滞留による」といううたい方してあると思うのですが、それと1日1t、4t車で運ぶということは、もったいないと思うんですよね。例えば今1,200万円かかっていますけれども、2日に1回にすれば600万円になるわけですよね。600万円浮いてくれば、その600万円を何かに使える費用が出てくると思うんです。

例えば、これ私、素人の考えで間違っているかも分かりませんが、例えばここにホッパがあります。そのホッパの開くところに拡散防止の板を取り付ければ、これは閉まるものですから、この外側につければ、少々これがかみ出ておっても、受けになるわけですね、こういうふうな感じで。これががばっと開くのが、こういう受けになりますから、ここから落ちますから、例えば4tのトラックじゃなくても、もっと小さいボディーのものであっても、受入れ可能になる可能性もあります。だから、年間600万円浮いてくると考えれば、これぐ

らいのことは1年でペイできるはずだと思うんですけどもね。そこら辺もひとつ考慮に入れてやっていただきたいなど。まだまだ改善の余地があるかと思うので、そこら辺をお願いしたい。

それで、あとこれ広域で、これが完成した場合には尾鷲へ運ぶんですけども、このときの搬送運賃は幾らぐらいを想定しているのでしょうか、最後にお聞きします、このクリーンセンターの件で。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まだそのところは、ごみ処理そのものの計画はこれからですので、そういった運ぶということも決定はしておりません。そういういろいろなことは想定はしておりますが、だからそういうもちろん金額が幾らとか、そういうところも出ません。

それと、これは民間の皆さんに委託しておりますので、4 t車で運ぼうが、2 t車で運ぼうが、10 t車で運ぼうが、今の段階では1回約4万9,000円という話になっておりますので、そこは民間、例えばこれが2日に1遍になったから急に安くなるか、民間のやっぱり車を抱えた上での人件費、そういったものもありますので、我々が直接運ぶのであれば、まだいろいろな考え方もできるんですが、委託料としての金額になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

何か方法がありそうだと思うんですけども、決算に関わることでしたもので、そんなものですから、この場で解決することによって、決算の反対したことが何とか賛成したいなど思っていたんですけども、どうもしっくりと賛成できそうもないような感じですけども、済んだことですので反対してもしょうがないものですから、いろいろと考えますけれども、それでは、2番の林道野又越線の工事についてお伺いします。

私は以前、一般質問において林道野又越線について質問したことがあり、その際に町長に「現地を見に行ったことありますか」と質問したことがあり、町長は「ありません」と答えました。あれから随分たちますが、その後の町長の所見及び詳細説明を求めます。

現地を見てどう思いましたか。計画と進捗率はどうなっていますか。現在、必要性につい

でどう考えていますか。災害被害が多い箇所ですので、その手戻り的な、やった後にまた手直しとかいうのが結構ありますけれども、この工事の必要性はどのようなものなのか、そこら辺を。もう一つ、当初計画費用と修復工事について説明を求めます。

以上よろしくお願ひいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、林道野又越線についての質問についてお答えをさせていただきます。

議員からご指摘いただいて、私もずっと見たいなと思っていた部分があったので、本年5月に私と副町長、担当職員と現地を視察してまいりました。

林道入り口付近の路面が荒れている箇所、本年度に修繕を計画している箇所、今後修繕が必要な箇所等を確認したところでございます。これが現地を見ての感想です。

必要についてでございますが、平成30年度三重県公共事業再評価委員会では、事業継続を了承する答申が示され、県では一層のコスト縮減を行い、関係する町や地元関係者との連携を図り、計画的な予算配備に努めながら、早期完成を目指しているとされております。町といたしましても、林業の生産性の向上が期待されるとともに、広域的機能を十分に果たす健全な森林の育成など林業振興の観点に加え、地域活性化を図る上で重要な林道だと思っております。

また、この林道につきましては、国と県の予算でございますので、町の負担なしで林道が開設されるということは大変メリットがあることだと考えております。

被災につきましては、これまでのり面の崩落など数多く発生しているため、施行主体である三重県には、町に移管後できる限り維持管理に費用が発生しないような施工方法を求めているところでございます。

それから、全体事業費と修復費用についてでございますが、平成4年1月に三重県が作成いたしました広域基幹林道野又越線全体計画調査報告書によりますと、大台町側を含めた路線全体の事業費としては38億円となっております。

それから修復ですね、修復費用といたしましては、林道施設災害復旧事業関係が1億5,085万円となっております。このうち補助金が約1億3,853万円でございます。補助率が約92%から99%の補助金がございます。それから、補助以外の林道施設災害復旧事業がございまして、修繕費1,294万円、そのようになっております。

以上です。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

この林道野又越線については、旧紀伊長島町と宮川村で最初に契約した行為でございますけれども、このときも設計、これ平成4年に三重県から提案した事業費がございましたけれども、その事業費は幾らぐらいになっていましたでしょうか。もしよろしければ。さっきのがそれ。

入江康仁議長

いやいや、ちょっと待って。質問切る。座る。

6番 原隆伸議員

はい、一旦。

入江康仁議長

答弁、尾上町長。

尾上壽一町長

平成4年1月ということなので、その全体調査報告書で38億円となっております、その当時ですね。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

今、計画されている工事がございますよね、令和4年から令和17年。これトンネル工事を除き、これが36億円というふうになっています。まだこれから36億円かかるわけですよね、この工事は。この工事には私見るところ、今あるところには、今の野又越線にはトンネルはありませんので、トンネル工事費はまた別途ということになります。

高速道路ができる前ならば、これも便利かなという気持ちになりますけれども、今422号、大台の湯谷峠という峠があるんですが、飯高のほうへ行く道になります。これが422号ですね。そこに高速を通っていきますと高速で15分、それから大台警察から約15分から20分。約30分か45分、40分かからずに行けると思います。この道、今やっている野又越線、もし完成したとしても1時間ほどはかかるんじゃないか。となってくると、そこにかかる経費、それから一部の人から聞いたんですが、開通した場合に木なんか盗まれる可能性があるんじゃない

いかとかいう懸念も聞いたりなんかして、いろいろ考えていくと、今から36億円にトンネルが入るから40億円、下手したら突破するのじゃないかと。

この今、日本経済も疲弊していますけれども、林業自体が衰退している中で、コロナで日本が衰退し、それで日本が現実的には1,200兆円の借金を背負っておる中で、こういう工事を、決めたことだからといって既定路線として行っていいものかどうか。もうこういう新たな事態が生まれたものですから、新たな発想で、もう今までのような考えじゃなしに、もっと違った考えを持つべきじゃないのかという気持ちを抱きます。

当町、この計画に携わった方、必死になってこの計画を進めていただいたんだと思うんですけども、時代が変わったという下で、もう一度新たな取組を始めてもいいんじゃないのかなと私思っておる次第なんですけれども、町長の答弁を求めます。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃる意味もよく分かるんです。そういう中で三重県の再評価委員会というのがいろいろ城ノ浜なんかもあるのですが、そういう中で再評価委員会では、コストの縮減を行いながら、この林道の完成を目指していくということが申されています。

今の原議員のおっしゃった部分で一緒のような部分が、やっぱり生活道路として使うことが目的なのか、林道として使う、広域基幹林道なんですね。林道という価値としたら十分あるかと思います。国有林もあります。そういう部分もございますので、ただ生活のスピードや安心感からすれば、議員がおっしゃったルートがより安心ではないかと私も考え方は同じではございますが、県のほうが林業やそういったものに対する地域の活性化についてご理解をいただいて、この工事を行っていただいております。

紀北町においては、もちろん今申し上げたように予算が国・県の持ち出しでございますので、我々としては林業の振興、そういった地域の振興から考えれば、今のことあえて異論を言うのではなしに、県や国の方針をじっと見守りながら工事を見守り続けたいと、そのように思います。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

私はまだ議員になる前でしたですけども、第1期工事のときだったと思うんです。現地

見に行っ、やっところからもう崩落しているというようところを見て、県のほうに、国交省の今で言う中央病院の跡地のあたりで事務所があっったんですが、そこに行っ、この事業の実態について聞いたことがございます。その後の職員とのやりとりの中でも、これを中止したら今までかけた金額を返還せなあかんとか、そういうような懸念を聞いていたんですけれども、今、要するに農林業の疲弊とか、コロナで物事の考え方変える必要が生じてきているんじゃないのかと思うんですよね。だから、今だったら要するに新たな発想が生まれる可能性あるんじゃないのかということで、今回提案させてもらいました。町長の答弁求めます。よろしくお願ひします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いや、我々広域の基幹林道ということでやっていただいて、ずっと上がっていきまっけれども、やはりそこ人工林がたくさんありますので、ただどこまで行くのかという問題については県の意思に任せたいなと思ひます。

そういう意味では、やっところから崩落というお話ありました。山の質が悪いですね、基本的に。林道、ここだけじゃないんですけれども、この辺の山の質が悪いんで、結構岩腐りというか、腐りながら落ちてくるんで、確かに我々が求めているのは、そういう後から手直ししなくてもいいような林道造ってくださいよと、広域基幹林道で1級だったかな、これね。そういうので、できるだけ基準は高くしていただいているんですけれども、私もこの間見て思っしたのは、本当に山の質が、この土の目もそうですし、岩の形も崩落しやすい形になっておりますので、我々は町として擁壁なんかも併せてお願ひをしていくという形で今行っしております。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

確かに町長の立場上、答える考えは分かりますけれども、こういう時代、新たな時代を迎えているんだという意識と、それからここから先へ進んだときに、上からの崩落ならいいんですけれども、道路自体が崩落するということは、あっってはならんと思うんですよね。そうしたら、ほかのそれを除去するために不要な金額かかります。南海トラフは30年先とか言われていますけれども、必ず起こるものでございますから、今のこの道を見ている限り、そ

れに十分耐え得るという自信は私にはございません。ということで、林道野又越線の工事について質問終わります。

続きまして、尾上町政4期目の公約実現について、町長の思いを伺いたいと思います。どのように取り組んでいくのかということをご希望いたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

4期目の公約、公約もいろいろと私お話をさせていただきました。まず、最優先課題は新型コロナウイルス感染症対策でございまして、これは感染防止対策、それからワクチンの接種、それから落ち込んだ地域の経済の活力を戻して伸ばす、こういうことをしっかりとやらなければいけないということは、ずっと報道にも選挙中にもお話をさせていただきました。

また、個別のことで、もし必要とあればご質問いただければありがたいと思います。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

私の思っているのは、町長は4期目になります。3期目と違って、立場も違うし、発言も重みが増してきて、今までは受け身の立場で対応しなければいかんところだったのが、4期目となれば新たな提案ができる立場だと思うんです。そういう立場で特に補助金の世界はひもつきの世界とよく言われます。だから、そのひもつきの世界でその不要なひもは要らない。これはちょっとおかしいと思うようなことは自ら提案して、新たな発想として予算を取っていくなり、新たな発想で物事に取り組んでいただきたい。そのように思うんですが、そういう観点から町長が今考えているようなところございましたら答弁願えれば幸いです。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私も補助金に対しては、むやみに補助金額をつら下がっているからといって、その補助金を何でもかんでもそこに手を出して総花的な事業をやるというのは、私は適切ではないと、そのように考えております。

そういう中、私選挙のときも、ごめんなさい、選挙の話はせんでいいね。いろいろ話ししている中で、3期目に大きな、議員が今おっしゃっていただいたとおり、県の委員長とか副

会長とか、そういったのをたくさん頂いております。

特に大きな中では社会基盤と森林協会というのが一番予算的に動く会でございます、町村会からは多くは副会長になるんですが、その2つとも私が副会長をさせていただいております。それと、紀北町の山に関係のある水源林造林推進協議会、こういったものでは会長もさせていただいておりますので、今まさに議員がおっしゃっていただいたような立場にあります。

そして、こういう会長、副会長というのは、県知事にも会って毎回いろいろな角度から要望もできますし、社会基盤なんかですと国、国交省へ直接行って会長とともにいろいろな要望もできます。ということは、県の課長、部長さんと直接話し合っています。この間も農林部長と森林協会の会長、副会長要望ということで話もさせていただきました。議長のところへもそういう形で行きます。

そういうことからすると、今本当に現場を仕切っている方たち、そして知事にも話ができる立場になりましたので、私は今、一見知事、それから鈴木英敬国会議員、こういった連携も十分取りながら、我々これは県全体の役なんで県全体なんですが、私の知名度もそういうアピールしながら、できるだけ紀北町の有利な予算も取っていきたいと、そのように考えております。

入江康仁議長

原議員。

6番 原隆伸議員

そういう状態にあるということは認めます。しかしながら、町長は合併して町長を引き継いで、そのときに引継ぎを案外疎かにしているんじゃないのかと。それは、年山の問題にしても、この野又線にしても、もう合併して10周年とか、とうの昔にやっているにもかかわらず、野又越を今年初めて見ましたと、恥ずかしい話でございます。

町長は現場主義と言っていますが、うそかということになりますので、そこら辺をきちっと見て、現場を見れば新たな発想というのは絶対生まれてきます。現場を見てないと、上から言われたことを「はい、はい」というようなことになってしまいますので、そこで新たな発想ですね。要するに日本は今1,200兆円の借金を背負っているんだと。それで林業も要するに衰退しているんだと。コロナが今どうなるか分からないと。日々の生活はどこまで安全を保てるのか分からない。また、天変地異もいつ起こるのか分からない。だから、そこにどれだけでも金は要るわけです。そこら辺を優先順位を持って新たな提案して、国や県から

「さすが紀北町の町長は違う」と言われるような提案をしていただきたいということで、私の12月議会の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

入江康仁議長

答弁はいいですね。

6番 原隆伸議員

町民の皆様が健やかな年を迎えられることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

入江康仁議長

これで原隆伸議員の質問を終わります。

以上で通告済みの質問は全て終了しました。

入江康仁議長

本日はこれで散会といたします。

(午後 2時 43分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 4年 3月 3日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 家崎仁行